

東京証券取引所とのデリバティブ市場の統合等に伴う定款等の一部改正等について（２）

目 次

(ページ)

１．業務規程施行規則の一部改正新・旧対照表	１
２．市場デリバティブ取引又はその受託に関する規制措置の一部改正新・旧対照表	３２
３．取引参加者規程施行規則の一部改正新・旧対照表	３３
４．取引参加者契約書（内国法人用）の一部改正新・旧対照表	３５
５．取引参加者契約書（取引所取引許可業者以外の外国法人用）の一部改正新・旧対照表	３６
６．取引参加者契約書（リモート取引参加者用）の一部改正新・旧対照表	３７
７．取引参加者料金等に関する規則の一部改正新・旧対照表	３８
８．取引参加者における注文管理体制に関する規則の一部改正新・旧対照表	５１
９．取引資格取得の審査に関する規則の一部改正新・旧対照表	５２
１０．取引の信義則に関する規則の一部改正新・旧対照表	５４
１１．Ｊ－ＮＥＴ市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正 新・旧対照表	６０
１２．取引所外国為替証拠金取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則の 一部改正新・旧対照表	６２
１３．先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則の取扱いの 一部改正新・旧対照表	６３
１４．清算・決済規程施行規則	６４
１５．業種別指数に係る各構成銘柄の選定方法及び株価指数の算出方法に関する規則を 廃止する規則	６６
１６．業務規程施行規則等の読点を変更する規則	６７

業務規程施行規則の一部改正新・旧対照表

新	旧
<u>第2条及び第3条 削 除</u> (削る) (新たな限月取引の取引開始時刻) 第4条 <u>規程第4条の4第4項及び第5項、第7条第4項、第13条の3第2項及び第3項並びに第15条第3項に規定する本所が定める時刻</u>は、午前8時20分とする。 (有価証券オプション取引に係る権利行使価格の設定) 第6条 規程第11条第2項及び同第13条第2項の規定により設定する権利行使価格は、次の各号に定めるところによる。 (1) 規程第11条第2項の規定により有価証券オプションの各限月取引に設定する権利行使価格は、当該限月取引の取引開始日の前日（休業日（規程第19条第1項に規定する休業日をいい、同条第2項に規定する臨時休業日を含む。以下同じ。）に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）における設定基準価格（その日のオプション対象証券の設定基準最終値段（権利行使価格を設定する基準となる値段であって、次号に規定する値段をいう。以下同じ。）に最も近接する規定第11条第2項に規定する刻みの幅（以下この条において「刻みの幅」という。）の整数倍の価格（当該価格が2種類ある場合には高い方の価格をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）及び当該設定基準価格に近接する	(取引日の終了時間) 第2条 <u>規程第4条第11号に規定する本所が定める時間は、午後4時とする。</u> (業種別指数に係る各構成銘柄選定方法及び株価指数算出方法) 第3条 <u>規程第5条第3号から第5号までの株価指数各構成銘柄の選定方法及び株価指数の算出方法は、本所が規則により定める。</u> (新たな限月取引の取引開始時間) 第4条 規程第7条第4項及び第15条第3項に規定する本所が定める時間は、午前8時20分とする。 (権利行使価格の設定) 第6条 規程第11条第2項及び同第13条第2項の規定により設定する権利行使価格は、次の各号に定めるところによる。 (1) 規程第11条第2項の規定により個別証券オプションの各限月取引に設定する権利行使価格は、当該限月取引の取引開始日の前日（休業日（規程第19条第1項に規定する休業日をいい、同条第2項に規定する臨時休業日を含む。以下同じ。）に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）における設定基準価格（その日のオプション対象証券の設定基準最終値段（権利行使価格を設定する基準となる値段であって、次号に規定する値段をいう。以下同じ。）に最も近接する規定第11条第2項に規定する刻みの幅（以下この条において「刻みの幅」という。）の整数倍の価格（当該価格が2種類ある場合には高い方の価格をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）及び当該設定基準価格に近接する

上下各 2 種類の刻みの幅の整数倍の価格とする。

(2) (略)

(3) 規程第13条第 2 項の規定により有価証券オプションの各限月取引に設定する権利行使価格は、次に定める権利落の区分に従い、当該各区分に定める日の前日における設定基準価格及び当該設定基準価格に近接する上下各 2 種類の刻みの幅の整数倍の権利行使価格を設定する。

a・b (略)

2 (略)

3 前 2 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する限月取引に係る新たな権利行使価格は、設定しないことができる。

(1)・(2) (略)

(3) 権利行使価格を新たに設定する日が、規程53条第 1 項第 2 号の規定により有価証券オプションの上場を廃止する場合において、本所が個別証券オプションの上場廃止を決定した日の翌日以降の日となるときにおける当該限月取引

(有価証券オプション 1 単位のオプション対象証券の数量の調整)

第 8 条 規程第12条第 2 項に規定する有価証券オプション 1 単位のオプション対象証券の数量の調整は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 株式（受益権及び投資口を含む。）の分割による権利落の場合は、権利落とする期日の前日における有価証券オプション 1 単位のオプション対象証券の数量に、1 を当該株式の分割に係る分割比率で除して得た数値を乗じて得た数量に変更するものとする。

(2) 株式無償割当てによる権利落の場合は、当該権利落とする期日の前日における有価証券オプション 1 単位のオプション対象証券の数量に、1 に当該株式無償割当てに係る新株式割当率を加えた数値を乗じて得た数量に変更するものとする。

(3) 有償増資による権利落の場合は、権利落とする

上下各 2 種類の刻みの幅の整数倍の価格とする。

(2) (略)

(3) 規程第13条第 2 項の規定により個別証券オプションの各限月取引に設定する権利行使価格は、次に定める権利落の区分に従い、当該各区分に定める日の前日における設定基準価格及び当該設定基準価格に近接する上下各 2 種類の刻みの幅の整数倍の権利行使価格を設定する。

a・b (略)

2 (略)

3 前 2 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する限月取引に係る新たな権利行使価格は、設定しないことができる。

(1)・(2) (略)

(3) 権利行使価格を新たに設定する日が、規程53条第 1 項第 2 号の規定により個別証券オプションの上場を廃止する場合において、本所が個別証券オプションの上場廃止を決定した日の翌日以降の日となるときにおける当該限月取引

(個別証券オプション 1 単位のオプション対象証券の数量の調整)

第 8 条 規程第12条第 2 項に規定する個別証券オプション 1 単位のオプション対象証券の数量の調整は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 株式（受益権及び投資口を含む。）の分割による権利落の場合は、権利落とする期日の前日における個別証券オプション 1 単位のオプション対象証券の数量に、1 を当該株式の分割に係る分割比率で除して得た数値を乗じて得た数量に変更するものとする。

(2) 株式無償割当てによる権利落の場合は、当該権利落とする期日の前日における個別証券オプション 1 単位のオプション対象証券の数量に、1 に当該株式無償割当てに係る新株式割当率を加えた数値を乗じて得た数量に変更するものとする。

(3) 有償増資による権利落の場合は、権利落とする

期日の前日における有価証券オプション1単位のオプション対象証券の数量に、1に当該有償増資に係る新株割当率を加えた数値を乗じて得た数量に変更するものとする。

(4) (略)

(国債証券先物オプション取引に係る権利行使価格の設定)

第9条の2 規程第13条の5第2項に規定する本所
が定める時刻は、午前8時とする。

2 規程第13条の5第2項の規定により設定する権利行使価格は、各限月取引の開始の日の前日に終了する取引日における50銭刻みの設定基準価格(当該取引日における当該限月取引の権利行使対象先物限月取引の清算値段に最も近接する50銭の整数倍の価格(当該価格が2種類ある場合は、高い方の価格)をいい、当該取引日に当該限月取引の権利行使対象先物限月取引の約定値段がない場合は本所がその都度定めた50銭の整数倍の価格をいう。以下同じ。)及び当該50銭刻みの設定基準価格に近接する上下各10種類の50銭の整数倍の価格とする。

2 規程第13条の5第3項の規定により設定する新たな権利行使価格は、各限月取引について、前日に終了する取引日における50銭刻みの設定基準価格を上回る既存の権利行使価格又は下回る既存の権利行使価格が9種類以下となった場合は、その日に、当該50銭刻みの設定基準価格を上回る権利行使価格及び下回る権利行使価格がそれぞれ10種類となるまで、既存の権利行使価格から50銭刻みで設定する。ただし、本所が必要と認める場合には、設定する権利行使価格及びその数を変更することができる。

3 前項の規定にかかわらず、権利行使価格を新たに設定する日が設定することとなる限月取引の取引最終日の属する月の20日以後の日であるときは、当該限月取引に係る新たな権利行使価格を設定しないことができる。

(指数オプション取引に係る権利行使価格の設定)

第10条 規程第16条第2項に規定する本所が定める

期日の前日における個別証券オプション1単位のオプション対象証券の数量に、1に当該有償増資に係る新株割当率を加えた数値を乗じて得た数量に変更するものとする。

(4) (略)

(新設)

(権利行使価格の設定)

第10条 規程第16条第2項に規定する本所が定める

時刻は、午前8時とする。

- 2 規程第16条第2項各号の規定により設定する権利行使価格は、次の各号に掲げる指数オプション取引の対象の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 東証株価指数オプション

a 特定限月取引以外の限月取引（1月、4月、7月及び10月の限月取引に限る。）及び特定限月取引

各限月取引の取引開始日の前日における50ポイント刻みの東証株価指数設定基準値（その日の最終の東証株価指数の数値に最も近接する50ポイントの整数倍の数値（当該数値が2種類ある場合は、高い方の数値）をいう。以下同じ。）及び当該50ポイント刻みの東証株価指数設定基準値に近接する上下各6種類の50ポイントの整数倍の数値とする。

b 特定限月取引以外の限月取引（2月、5月、8月及び11月の限月取引に限る。）

各限月取引の取引開始日の前日における25ポイント刻みの東証株価指数設定基準値（その日の最終の東証株価指数の数値に最も近接する25ポイントの整数倍の数値（当該数値が2種類ある場合は、高い方の数値）をいう。以下同じ。）及び当該25ポイント刻みの東証株価指数設定基準値に近接する上下各9種類の25ポイントの整数倍の数値とする。

(削る)

時間は、午前8時とする。

- 2 規程第16条第2項各号の規定により設定する権利行使価格は、次の各号に掲げる指数オプション取引の対象の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 日経300オプション

a 特定限月取引

各特定限月取引の取引開始日の前日における25ポイント刻みの日経300設定基準値（その日の最終の日経300の数値に最も近接する25ポイントの整数倍の数値（当該数値が2種類ある場合は、高い方の数値）をいう。以下同じ。）及び当該25ポイント刻みの日経300設定基準値に近接する上下各3種類の25ポイントの整数倍の数値とする。

b 特定限月取引以外の限月取引

各限月取引の取引開始日の前日における5ポイント刻みの日経300設定基準値（その日の最終の日経300の数値に最も近接する5ポイントの整数倍の数値（当該数値が2種類ある場合は、高い方の数値）をいう。以下同じ。）及び当該5ポイント刻みの日経300設定基準値に近接する上下各3種類の5ポイントの整数倍の数値とする。

(3) 業種別指数オプション

a 特定限月取引

各特定限月取引の取引開始日の前日における1,000円刻みの業種別指数設定基準値（その日の最終の各業種別指数の数値に最も近接する1,000円の整数倍の数値（当該数値が2種類ある場合は、高い方の数値）をいう。以下同じ。）及び当該1,000円刻みの業種別指数設定基準値に近接する上下各2種類の1,000円の整数倍の数値とする。

b 特定限月取引以外の限月取引

各限月取引の取引開始日の前日における

3 規程第16条第3項各号の規定により設定する新たな権利行使価格は、次の各号に掲げる指数オプション取引の対象の区分に従い、当該各号に定める方法により設定するものとする。ただし、本所が必要と認める場合には、設定する権利行使価格及びその数を変更することができる。

(1) 日経平均オプション

次のaからcまでに定める場合に該当したときは、その翌日の午前8時に、当該aからcまでに定める方法により設定するものとする。

a 各限月取引について、当該限月取引の残存期間が3か月となる月の第二金曜日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下この号において「日経平均刻み変更日」という。）の2日前（休業日を除外する。以下同じ。）の日までに、毎日の250円刻みの日経平均設定基準値を上回る既存の権利行使価格又は下回る既存の権利行使価格が15種類以下となった場合

当該限月取引について、当該250円刻みの日経平均設定基準値を上回る権利行使価格又は下回る権利行使価格が16種類となるまで、既存の権利行使価格から250円刻みで設定する。

b・c (略)

(2) 東証株価指数オプション

a 特定限月取引以外の限月取引（1月、4月、7月及び10月の限月取引に限る。）及び特定限月取引

次の(a)から(c)までに定める場合に該当したときは、その翌日の午前8時に、当該(a)から(c)までに定める方法により設定するものとする。

(a) 各限月取引について、当該限月取引の残存

500円刻みの業種別指数設定基準値（その日の最終の各業種別指数の数値に最も近接する500円の整数倍の数値（当該数値が2種類ある場合は、高い方の数値）をいう。以下同じ。）及び当該500円刻みの業種別指数設定基準値に近接する上下各2種類の500円の整数倍の数値とする。

3 規程第16条第3項各号の規定により設定する新たな権利行使価格は、次の各号に掲げる指数オプション取引の対象の区分に従い、当該各号に定める方法により設定するものとする。ただし、本所が必要と認める場合には、設定する権利行使価格及びその数を変更することができる。

(1) 日経平均オプション

次のaからcまでに定める場合に該当したときは、その翌日の午前8時に、当該aからcまでに定める方法により設定するものとする。

a 各限月取引について、当該限月取引の残存期間が3か月となる月の第二金曜日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下この号において「日経平均刻み変更日」という。）の2日前の日までに、毎日の250円刻みの日経平均設定基準値を上回る既存の権利行使価格又は下回る既存の権利行使価格が15種類以下となった場合

当該限月取引について、当該250円刻みの日経平均設定基準値を上回る権利行使価格又は下回る権利行使価格が16種類となるまで、既存の権利行使価格から250円刻みで設定する。

b・c (略)

(2) 日経300オプション

a 特定限月取引

次の(a)から(c)までに定める場合に該当したときは、その翌日の午前8時に、当該(a)から(c)までに定める方法により設定するものとする。

(a) 各限月取引について、当該限月取引の残存期間が4か月となる月の第二金曜日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下

期間が4か月となる月の第二金曜日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下「東証株価指数刻み変更日」という。）の2日前の日までに、毎日の50ポイント刻みの東証株価指数設定基準値を上回る既存の権利行使価格又は下回る既存の権利行使価格が5種類以下となった場合

当該限月取引について、当該50ポイント刻みの東証株価指数設定基準値を上回る権利行使価格又は下回る権利行使価格が6種類となるまで、既存の権利行使価格から50ポイント刻みで設定する。

(b) 各限月取引について、東証株価指数刻み変更日の前日が到来した場合

当該限月取引について、当該前日の25ポイント刻みの東証株価指数設定基準値及び当該前日の25ポイント刻みの東証株価指数設定基準値を上回る権利行使価格又は下回る権利行使価格が当該前日の25ポイント刻みの東証株価指数設定基準値から25ポイント刻みで連続して上下各9種類となるまで、当該前日の25ポイント刻みの東証株価指数設定基準値から25ポイント刻みで設定する。

(c) 各限月取引について、東証株価指数刻み変更日以降の日に、毎日の25ポイント刻みの東証株価指数設定基準値を上回る既存の権利行使価格（当該25ポイント刻みの東証株価指数設定基準値から25ポイント刻みで連続して設定されているものに限る。）又は下回る既存の権利行使価格（当該25ポイント刻みの東証株価指数設定基準値から25ポイント刻みで連続して設定されているものに限る。）が8種類以下となった場合

当該限月取引について、当該25ポイント刻みの東証株価指数設定基準値を上回る権利行使価格又は下回る権利行使価格が当該25ポイント刻みの東証株価指数設定基準値から25ポイント刻みで連続して9種類となるまで、既存の権利行使価格から25ポイン

「日経300刻み変更日」という。）の2日前（休業日を除外する。以下同じ。）の日までに、毎日の25ポイント刻みの日経300設定基準値を上回る既存の権利行使価格又は下回る既存の権利行使価格が2種類以下となった場合

当該限月取引について、当該25ポイント刻みの日経300設定基準値を上回る権利行使価格又は下回る権利行使価格が3種類となるまで、既存の権利行使価格から25ポイント刻みで設定する。

(b) 各限月取引について、日経300刻み変更日の前日が到来した場合

当該限月取引について、当該前日の5ポイント刻みの日経300設定基準値及び当該前日の5ポイント刻みの日経300設定基準値を上回る権利行使価格又は下回る権利行使価格が当該前日の5ポイント刻みの日経300設定基準値から5ポイント刻みで連続して上下各3種類となるまで、当該前日の5ポイント刻みの日経300設定基準値から5ポイント刻みで設定する。

(c) 各限月取引について、日経300刻み変更日以降の日に、毎日の5ポイント刻みの日経300設定基準値を上回る既存の権利行使価格（当該5ポイント刻みの日経300設定基準値から5ポイント刻みで連続して設定されているものに限る。）又は下回る既存の権利行使価格（当該5ポイント刻みの日経300設定基準値から5ポイント刻みで連続して設定されているものに限る。）が2種類以下となった場合

当該限月取引について、当該5ポイント刻みの日経300設定基準値を上回る権利行使価格又は下回る権利行使価格が当該5ポイント刻みの日経300設定基準値から5ポイント刻みで連続して3種類となるまで、既存の権利行使価格から5ポイント刻みで設定する。

b. 特定限月取引以外の限月取引

ト刻みで設定する。

b 各特定限月取引以外の限月取引（2月、5月、8月及び11月の限月取引に限る。）

各限月取引について、毎日の25ポイント刻みの東証株価指数設定基準値を上回る既存の権利行使価格又は下回る既存の権利行使価格が8種類以下となった場合、当該限月取引について、その翌日の午前8時に、当該25ポイント刻みの東証株価指数設定基準値を上回る権利行使価格又は下回る権利行使価格が9種類となるまで、既存の権利行使価格から25ポイント刻みで設定する。

（削る）

各限月取引について、毎日の5ポイント刻みの日経300設定基準値を上回る既存の権利行使価格又は下回る既存の権利行使価格が2種類以下となった場合、当該限月取引について、その翌日の午前8時に、当該5ポイント刻みの日経300設定基準値を上回る権利行使価格又は下回る権利行使価格が3種類となるまで、既存の権利行使価格から5ポイント刻みで設定する。

(3) 業種別指数オプション

a 特定限月取引

次の(a)から(c)までに定める場合に該当したときは、その翌日の午前8時に、当該(a)から(c)までに定める方法により設定するものとする。

(a) 各限月取引について、当該限月取引の残存期間が3か月となる月の第二金曜日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下「業種別指数刻み変更日」という。）の2日前の日までに、毎日の1,000円刻みの業種別指数設定基準値を上回る既存の権利行使価格又は下回る既存の権利行使価格が1種類以下となった場合

当該限月取引について、当該1,000円刻みの業種別指数設定基準値を上回る権利行使価格又は下回る権利行使価格が2種類となるまで、既存の権利行使価格から1,000円刻みで設定する。

(b) 各限月取引について、業種別指数刻み変更日の前日が到来した場合

当該限月取引について、当該前日の500円刻みの業種別指数設定基準値及び当該前日の業種別指数設定基準値を上回る権利行使価格又は下回る権利行使価格が当該前日の500円刻みの業種別指数設定基準値から500円刻みで連続して上下各2種類となるまで、当該前日の500円刻みの業種別指数設定

4 (略)

(ストラテジー取引の種類等)

第11条 規程第17条第2項に規定するストラテジー売取引及びストラテジー買取引により成立する市場デリバティブ取引の売付け又は買付けの組合せ及び本所が定めるストラテジー取引の種類及び同条第3項に規定する本所が定めるストラテジー取引の値段の算出方法は、別表1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、オプション取引に係るストラテジー取引について、取引参加者は、次の各号に規定する事項を指定することにより、ストラ

基準値から500円刻みで設定する。

(c) 各限月取引について、業種別指数刻み変更日以降の日に、毎日の500円刻みの業種別指数設定基準値を上回る既存の権利行使価格（当該500円刻みの業種別指数設定基準値から500円刻みで連続して設定されているものに限る。）又は下回る既存の権利行使価格（当該500円刻みの業種別指数設定基準値から500円刻みで連続して設定されているものに限る。）が1種類以下となった場合

当該限月取引について、業種別指数設定基準値を上回る権利行使価格又は下回る権利行使価格が当該500円刻みの業種別指数設定基準値から500円刻みで連続して2種類となるまで、既存の権利行使価格から500円刻みで設定する。

b 特定限月取引以外の限月取引

各限月取引について、毎日の500円刻みの業種別指数設定基準値を上回る既存の権利行使価格又は下回る既存の権利行使価格が1種類以下となった場合、当該限月取引について、その翌日の午前8時に、当該500円刻みの業種別指数設定基準値を上回る権利行使価格又は下回る権利行使価格が2種類となるまで、既存の権利行使価格から500円刻みで設定する。

4 (略)

(ストラテジー取引の種類等)

第11条 規程第17条第2項に規定するストラテジー売取引及びストラテジー買取引により成立する市場デリバティブ取引の売付け又は買付けの組合せ及び本所が定めるストラテジー取引の種類、同条第3項に規定する本所が定めるストラテジー取引の値段の算出方法並びに同第28条に規定する本所が定める種類のストラテジー取引は、別表1のとおりとする。

(新設)

テジー取引の種類を設定することができる。

(1) 組み合わせる銘柄（以下「構成銘柄」という。）
の数

(2) 構成銘柄

(3) レシオ（1単位のストラテジー売取引又はストラテジー買取引により成立する当該ストラテジー取引の種類各構成銘柄の数量をいう。以下同じ。）

(4) ストラテジー売取引又はストラテジー買取引により成立する当該ストラテジー取引の種類各構成銘柄に係る取引の売付け又は買付けの別

3 前項に規定するストラテジー取引の種類は、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 前項第1号に規定する数が2以上4以下であること。

(2) 一の日において、設定しようとするストラテジー取引の種類と同一のストラテジー取引の種類が設定されていないこと。

(3) 3以上のレシオを含まないこと。

4 本所は、売買システムの稼働に支障が生じた場合、その他取引管理上適当でないと認めるときは、第2項の規定によるストラテジー取引の種類の設定の全部又は一部を停止することができる。

5 第1項の規定にかかわらず、オプション取引に係る規程第17条第3項に規定するストラテジー値段は、本所が定めるところによる。

(本所が定める基準となる値段)

第12条の2 規程第24条第5項及び第33条第5項に規定する本所が定める基準となる値段は、立会における直前の売呼値及び買呼値に係る値段並びに直前の約定値段（ストラテジー取引による約定値段を除く。）に基づき、本所が定める値段とする。

(呼値の条件)

第15条 規程第26条第6項に規定する本所が定める有効期間条件又は執行数量条件は、次の各号に定める条件とし、取引参加者は、呼値を行おうとするときは、当該各号に定める条件のいずれかを付して行わなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(呼値の条件)

第15条 規程第26条第6項に規定する本所が定める有効期間条件又は執行数量条件は、次の各号に定める条件とし、取引参加者は、呼値を行おうとするときは、当該各号に定める条件のいずれかを付して行わなければならない。

(1) 通常条件

午前立会及び午後立会において行った呼値は、その日の午後立会終了時に、日中立会において行った呼値は、その日の日中立会終了時に、夜間立会において行った呼値は、その取引日の夜間立会終了時に、それぞれ効力を失うものとする条件とする。

(2) 指定期間条件

本所が別に定める期間の範囲内で取引参加者が指定した期間が満了する日（休業日に当たる場合は、順次繰り上げる。）の午後立会又は日中立会終了時まで有効とする条件とする。

(3)・(4) (略)

2・3 (略)

4 ストラテジー取引に係る前3項の規定の適用については、第1項中「当該各号に定める条件」とあるのは「当該各号に定める条件（第2号を除く。）」と、前項中「次の各号に定める条件」とあるのは「次の各号に定める条件（第3号を除く。）」と、「買呼値」とあるのは「ストラテジー買呼値」と、「売呼値」とあるのは「ストラテジー売呼値」と、「値段」とあるのは「ストラテジー値段」とする。

(呼値の制限値幅)

第16条 規程第26条第10項本文に規定する本所が定める値幅の限度（以下「呼値の制限値幅」という。）は、基準値段から制限値幅を減じて得た値段を下限とし、基準値段に制限値幅を加えて得た値段を上限とする。この場合において、基準値段に制限値幅を減じて得た数値について、当該値段における呼値の単位に満たない端数があるときは、これを切り上げ、基準値段に制限値幅を加えて得た数値について、当該値段における呼値の単位に満たない端数があるときは、これを切り下げるものとする。

2 前項に規定する制限値幅は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定める数値とする。

(1) 国債証券先物取引

a Large取引

(a) 中期国債標準物及び長期国債標準物

(1) 通常条件

日中立会において行った呼値は、その日の日中立会終了時に、夜間立会において行った呼値は、その取引日の夜間立会終了時に、それぞれ効力を失うものとする条件とする。

(2) 指定期間条件

本所が別に定める期間の範囲内で取引参加者が指定した期間が満了する日（休業日に当たる場合は、順次繰り上げる。）の日中立会終了時まで有効とする条件とする。

(3)・(4) (略)

2・3 (略)

4 ストラテジー取引に係る前3項の規定の適用については、第1項中「当該各号に定める条件」とあるのは「当該各号に定める条件（第2号を除く。）」と、前項中「買呼値」とあるのは「ストラテジー買呼値」と、「売呼値」とあるのは「ストラテジー売呼値」と、「値段」とあるのは「ストラテジー値段」とする。

(呼値の制限値幅)

第16条 規程第26条第9項本文に規定する本所が定める値幅の限度（以下「呼値の制限値幅」という。）は、基準値段から制限値幅を減じて得た値段を下限とし、基準値段に制限値幅を加えて得た値段を上限とする。この場合において、基準値段に制限値幅を減じて得た数値について、当該値段における呼値の単位に満たない端数があるときは、これを切り上げ、基準値段に制限値幅を加えて得た数値について、当該値段における呼値の単位に満たない端数があるときは、これを切り下げるものとする。

2 前項に規定する制限値幅は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定める数値とする。

(新設)

2円とする。

(b) 超長期国債標準物

6円とする。

b Mini取引

2円とする。

(2) 指数先物取引

a 日経平均, 東証株価指数, RNP指数, TOPIX Core30, 東証銀行業株価指数及び東証REIT指数

次の(a)から(d)までに掲げる取引日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）の25日前の応当日（休業日を除外する。以下日数計算において同じ。）に終了する取引日から起算して20日間における取引対象指数ごとの中心限月取引（取引対象指数が当該中心限月取引と同一の指数先物取引の限月取引のうち流動性が最も集中しているものとして本所が指定する限月取引をいう。）に係る毎取引日の第5項に規定する呼値の制限値幅の基準値段（第6項の規定により定める呼値の制限値幅の基準値段を含む。）の平均値（次項第1号aにおいて「国内指数制限値幅算定基準値」という。）に100分の8を乗じて得た数値（日経平均に係るものにあつては10円の整数倍の数値でないときは、10円の整数倍の数値に切り下げ、東証株価指数, RNP指数, TOPIX Core30及び東証REIT指数に係るものにあつては0.5ポイントの整数倍の数値でないときは、0.5ポイントの整数倍の数値に切り下げ、東証銀行業株価指数に係るものにあつては0.1ポイントの整数倍の数値でないときは、0.1ポイントに切り下げる。次項第1号aにおいて同じ。）とする。

(a)～(d) (略)

b NYダウ

3月, 6月, 9月及び12月の各月の末日（アメリカ合衆国東部時間における該当日がNYダウが算出されない予定の日にあたる時は、順次繰り上げる。）におけるNYダウの最終の数値（次項第1号bにおいて「NYダ

(1) 指数先物取引

a 日経平均, 日経300, 業種別指数, MSCI JAPAN及びRNP指数

次の(a)から(d)までに掲げる取引日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）の25日前の応答日（休業日を除外する。以下日数計算において同じ。）に終了する取引日から起算して20日間における取引対象指数ごとの中心限月取引（取引対象指数が当該中心限月取引と同一の指数先物取引の限月取引のうち流動性が最も集中しているものとして本所が指定する限月取引をいう。）に係る毎取引日の第5項に規定する呼値の制限値幅の基準値段（第6項の規定により定める呼値の制限値幅の基準値段を含む。）の平均値（次項第1号aにおいて「制限値幅算定基準値」という。）に100分の8を乗じて得た数値（日経300, MSCI JAPAN及びRNP指数に係るものにあつては1ポイントの整数倍の数値でないときは、1ポイントの整数倍の数値に切り下げ、日経平均及び業種別指数に係るものにあつては10円の整数倍の数値でないときは、10円の整数倍の数値に切り下げる。次項第1号aにおいて同じ。）とする。

(a)～(d) (略)

b NYダウ

CBOTが本国取引（CBOTが開設する外国金融商品市場において取引されているNYダウを対象とした指数先物取引をいう。以下同じ。）において設定したlevel 1 limitの制限値幅と同じ値とする。ただし、CBOTが当該制限値

ウ制限値幅算定基準値」という。)に100分の7を乗じて得た数値(1ポイントの整数倍の数値でないときは、1ポイントの整数倍の数値に切り下げる。次項第1号bにおいて同じ。)とする。

c CNX Nifty

3月、6月、9月及び12月の各月の末日(インド共和国における該当日がCNX Niftyが算出されない予定の日に当たるときは、順次繰り上げる。)におけるCNX Niftyの最終の数値(次項第1号cにおいて「CNX Nifty制限値幅算定基準値」という。)に100分の10を乗じて得た数値(10ポイントの整数倍の数値でないときは、10ポイントの整数倍の数値に切り下げる。次項第1号cにおいて同じ。)とする。

d (略)

e 日経平均・配当指数
50円とする。

f TOPIX配当指数及びTOPIX Core30配当指数
5ポイントとする。

(3) 有価証券オプション取引

当日の指定市場におけるオプション対象証券の基準値段(指定取引所が呼値の制限値幅の基準値段又はこれに相当するものとして定める値段をいう。この条において同じ。)に100分の25を乗じて得た数値とする。

(4) 国債証券先物オプション取引

2円10銭とする。

(5) 指数オプション取引

先物取引制限値幅算定基準値(当該指数オプション取引の対象指数と同一の指数を取引対象とする指数先物取引について、前号aの規定により算出した制限値幅算定基準値をいう。次項第2号において同じ。)に100分の11を乗じて得た数値(日経平均に係るものにあつては10円の整数倍の数値でないときは、10円の整数倍の数値に切り下げ、東証株価指数に係るものにあつては0.5ポイントの整数倍の数値ではないときは、0.5ポイントの数値に切り下げる。次項第4号において同じ。)とする。

幅を変更したときは、本所がその都度定める取引日までは従前の値とする。

(新設)

c (略)

(新設)

(新設)

(2) 個別証券オプション取引

当日の指定市場におけるオプション対象証券の基準値段(指定取引所が呼値の制限値幅の基準値段又はこれに相当するものとして定める値段をいう。この条において同じ。)に100分の25を乗じて得た数値とする。

(新設)

(3) 指数オプション取引

先物取引制限値幅算定基準値(当該指数オプション取引の対象指数と同一の指数を取引対象とする指数先物取引について、前号aの規定により算出した制限値幅算定基準値をいう。次項第2号において同じ。)に100分の13を乗じて得た数値(日経平均及び業種別指数に係るものにあつては10円の整数倍の数値でないときは、10円の整数倍の数値に切り下げる。次項第3号において同じ。)とする。

3 規程第33条第2項から第4項に規定する呼値の制限値幅の上限又は下限の拡大は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 国債証券先物取引

a Large取引

(a) 中期国債標準物及び長期国債標準物

イ 呼値の制限値幅の下限を拡大する場合

呼値の制限値幅の下限について、基準値段から3円を減じて得た数値に変更する。

ロ 呼値の制限値幅の上限を拡大する場合

呼値の制限値幅の上限について、基準値段に3円を加えた得た数値に変更する。

(b) 超長期国債標準物

イ 呼値の制限値幅の下限を拡大する場合

呼値の制限値幅の下限について、基準値段から9円を減じて得た数値に変更する。

ロ 呼値の制限値幅の上限を拡大する場合

呼値の制限値幅の上限について、基準値段に9円を加えた得た数値に変更する。

b Mini取引

(a) 呼値の制限値幅の下限を拡大する場合

呼値の制限値幅の下限について、基準値段から3円を減じて得た数値に変更する。

(b) 呼値の制限値幅の上限を拡大する場合

呼値の制限値幅の上限について、基準値段に3円を加えた得た数値に変更する。

(2) 指数先物取引

a 日経平均、東証株価指数、RNP指数、TOPIX Core30、東証銀行業株価指数及び東証REIT指数

(a) 当取引日において初めて呼値の制限値幅の下限を拡大する場合

呼値の制限値幅の下限について、第一次拡大制限値幅（国内指数制限値幅算定基準値に100分の12を乗じて得た数値をいう。（c）において同じ。）を基準値段から減じて得た値段に変更する。

3 規程第33条第2項及び第3項に規定する呼値の制限値幅の上限又は下限の拡大は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

（新設）

(1) 指数先物取引

a 日経平均、日経300、業種別指数、MSCI JAPAN 及びRNP指数

(a) 当取引日において初めて呼値の制限値幅の下限を拡大する場合

呼値の制限値幅の下限について、第一次拡大制限値幅（制限値幅算定基準値に100分の12を乗じて得た数値をいう。（c）において同じ。）を基準値段から減じて得た値段に変更する。

(b) 当取引日において呼値の制限値幅の下限を1回拡大している場合

呼値の制限値幅の下限について、第二次拡大制限値幅（国内指数制限値幅算定基準値に100分の16を乗じて得た数値をいう。（d）において同じ。）を基準値段から減じて得た値段に変更する。

(c)・(d) (略)

b NYダウ

前aの規定は、NYダウを対象とする指数先物取引について準用する。この場合において、「第1次拡大制限値幅（国内指数制限値幅算定基準値に100分の12を乗じて得た数値をいう。（c）において同じ。）」とあるのは「第1次拡大制限値幅（NYダウ制限値幅算定基準値に100分の13を乗じて得た数値をいう。）」と、「第2次拡大制限値幅（国内指数制限値幅算定基準値に100分の16を乗じて得た数値をいう。（d）において同じ。）」とあるのは「第2次拡大制限値幅（NYダウ制限値幅算定基準値に100分の20を乗じて得た数値をいう。）」と読み替えるものとする。

c aの規定は、CNX Niftyを対象とする指数先物取引について、準用する。この場合において、「第1次拡大制限値幅（国内指数制限値幅算定基準値に100分の12を乗じて得た数値をいう。（c）において同じ。）」とあるのは「第1次拡大制限値幅（CNX Nifty制限値幅算定基準値に100分の15を乗じて得た数値をいう。）」と、「第2次拡大制限値幅（国内指数制限値幅算定基準値に100分の16を乗じて得た数値をいう。（d）において同じ。）」とあるのは「第2次拡大制限値幅（CNX Nifty制限値幅算定基準値に100分の20を乗じて得た数値をいう。）」と読み替えるものとする。

(b) 当取引日において呼値の制限値幅の下限を1回拡大している場合

呼値の制限値幅の下限について、第二次拡大制限値幅（制限値幅算定基準値に100分の16を乗じて得た数値をいう。（d）において同じ。）を基準値段から減じて得た値段に変更する。

(c)・(d) (略)

b NYダウ

前aの規定は、NYダウを対象とする指数先物取引について準用する。この場合において、「第1次拡大制限値幅（制限値幅算定基準値に100分の12を乗じて得た数値をいう。（c）において同じ。）」とあるのは「第1次拡大制限値幅（CBOTが本国取引において設定したlevel 2 limitの制限値幅と同じ値をいう。ただし、CBOTが当該制限値幅を変更したときは、本所がその都度定める取引日までは従前の値とする。）」と、「第2次拡大制限値幅（制限値幅算定基準値に100分の16を乗じて得た数値をいう。（d）において同じ。）」とあるのは「第2次拡大制限値幅（CBOTが本国取引において設定したlevel 3 limitの制限値幅と同じ値をいう。ただし、CBOTが当該制限値幅を変更したときは、本所がその都度定める取引日までは従前の値とする。）」と読み替えるものとする。

(新設)

d 日経平均V I

(a) 呼値の制限値幅の下限を拡大する場合

呼値の制限値幅の下限について、前項第2号dに規定する数値及び5ポイントに下限の拡大回数を乗じて得た数値を基準値段から減じて得た数値に変更する（当該数値が正の値とならない場合は、0.05ポイント）。

(b) 呼値の制限値幅の上限を拡大する場合

呼値の制限値幅の上限について、前項第2号dに規定する数値及び5ポイントに上限の拡大回数を乗じて得た数値を基準値段に加えて得た数値に変更する。

e 日経平均・配当指数

(a) 呼値の制限値幅の下限を拡大する場合

呼値の制限値幅の下限について、前項第2号eに規定する数値及び25円に下限の拡大回数を乗じて得た数値を基準値段から減じて得た数値に変更する。

(b) 呼値の制限値幅の上限を拡大する場合

呼値の制限値幅の上限について、前項第2号eに規定する数値及び25円に上限の拡大回数を乗じて得た数値を基準値段に加えて得た数値に変更する。

f 前eの規定は、TOPIX配当指数及びTOPIX Core30配当指数を対象とする指数先物取引について、準用する。この場合において、「前項第2号e」とあるのは「前項第2号f」と、「25円」とあるのは「2.5ポイント」と読み替えるものとする。

(3) 国債証券先物オプション取引

a 呼値の制限値幅の下限を拡大する場合

呼値の制限値幅の下限について、基準値段から3円を減じて得た数値に変更する。

b 呼値の制限値幅の上限を拡大する場合

呼値の制限値幅の上限について、基準値段に3円を加えた得た数値に変更する。

(4) 指数オプション取引

a 当取引日において初めて呼値の制限値幅の上限を拡大する場合

c 日経平均V I

(a) 呼値の制限値幅の下限を拡大する場合

呼値の制限値幅の下限について、5ポイントに下限の拡大回数を乗じて得た数値を基準値段から減じて得た数値に変更する（当該数値が正の値とならない場合は、0.05ポイント）。

(b) 呼値の制限値幅の上限を拡大する場合

呼値の制限値幅の上限について、5ポイントに上限の拡大回数を乗じて得た数値を基準値段に加えて得た数値に変更する。

(新設)

(新設)

(新設)

(2) 指数オプション取引

a 当取引日において初めて呼値の制限値幅の上限を拡大する場合

呼値の制限値幅の上限について、第一次拡大制限値幅（先物取引制限値幅算定基準値に100分の14を乗じて得た数値をいう。cにおいて同じ。）を基準値段から加減して得た数値に変更する。

- b 当取引日において呼値の制限値幅の上限を1回拡大している場合

呼値の制限値幅の上限について、第二次拡大制限値幅（先物取引制限値幅算定基準値に100分の17を乗じて得た数値をいう。dにおいて同じ。）を基準値段から加減して得た数値に変更する。

c・d （略）

- 4 前3項の規定にかかわらず、本所は、市況等を勘案し、取引の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合には、全部又は一部の銘柄（先物取引にあっては、限月取引）について呼値の制限値幅を変更することができる。

- 5 第1項から第3項までに規定する呼値の制限値幅の基準値段は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分ごとに、当該各号に定める値段とする。

(1) 国債証券先物取引

a Large取引

前取引日の当該限月取引の清算値段（クリアリング機構が国債証券先物取引の清算値段として定める値段をいう。以下このa及び第21条の4において同じ。）とする。ただし、前取引日に当該限月取引の清算値段がない場合は、当該限月取引の直前に取引最終日を迎える限月取引の清算値段とする。

b Mini取引

当該限月取引と取引最終日の属する月を同一とする長期国債標準物に係るLarge取引の限月取引に係る呼値の制限値幅の基準値段と同一とする。

(2) 指数先物取引

a Mini取引を除く指数先物取引

前取引日の当該限月取引の清算数値（クリアリング機構が指数先物取引の清算数値とし

呼値の制限値幅の上限について、第一次拡大制限値幅（先物取引制限値幅算定基準値に100分の17を乗じて得た数値をいう。cにおいて同じ。）を基準値段から加減して得た数値に変更する。

- b 当取引日において呼値の制限値幅の上限を1回拡大している場合

呼値の制限値幅の上限について、第二次拡大制限値幅（先物取引制限値幅算定基準値に100分の21を乗じて得た数値をいう。dにおいて同じ。）を基準値段から加減して得た数値に変更する。

c・d （略）

- 4 前3項の規定にかかわらず、本所は、市況等を勘案し、取引の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合には、全部又は一部の銘柄（指数先物取引にあっては、限月取引）について呼値の制限値幅を変更することができる。

- 5 第1項から第3項までに規定する呼値の制限値幅の基準値段は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分ごとに、当該各号に定める値段とする。

（新設）

(1) 指数先物取引

a Mini取引を除く指数先物取引

前取引日の当該限月取引の清算数値（株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリ

て定める数値をいう。以下同じ。)とする。
ただし、前取引日に当該限月取引の清算数値がない場合は、日経平均、東証株価指数、RNP指数、TOPIX Core30、東証銀行業株価指数及び東証REIT指数にあつては別表2により算出した理論価格(当該理論価格が呼値の単位の整数倍でないときは、当該理論価格に最も近接する呼値の単位の整数倍の値段(該当する値段が二つある場合は、高い方の値段))、NYダウ、CNX Nifty、日経平均V I及び配当指数にあつては当該限月取引の直前に取引最終日を迎える限月取引の清算数値)とする。

b (略)

(3) 有価証券オプション取引

前日の当該銘柄の清算価格(クリアリング機構が有価証券オプション取引の清算価格として定める価格をいう。以下同じ。)とし、前日に当該銘柄の清算価格がない場合及び当日がオプション対象証券の売買に係る権利落の期日である場合は、当日の指定市場におけるオプション対象証券の基準値段等から本所が算出した理論価格とする。

(4) 国債証券先物オプション取引

前取引日の当該銘柄の清算価格(クリアリング機構が国債証券先物オプション取引の清算価格として定める価格をいう。以下同じ。)とし、前取引日に当該銘柄の清算価格がない場合は、その日における国債証券先物オプション取引の権利行使対象先物限月取引の呼値の制限値幅の基準値段から本所が算出した理論価格とする。

(5) 指数オプション取引

前取引日の当該銘柄の清算価格(クリアリング機構が指数オプション取引の清算価格として定める価格をいう。以下同じ。)とし、前取引日に当該銘柄の清算価格がない場合は、前取引日の最終の対象指数等から本所が算出した理論価格とする。

6 (略)

(呼値に関する事項)

アリング機構という。)が清算指数として定める数値をいう。以下同じ。)とする。ただし、前取引日に当該限月取引の清算数値がない場合は、日経平均、日経300、業種別指数、MSCI JAPAN及びRNP指数にあつては別表2により算出した理論価格(当該理論価格が呼値の単位の整数倍でないときは、当該理論価格に最も近接する呼値の単位の整数倍の値段(該当する値段が二つある場合は、高い方の値段))、NYダウ及び日経平均V Iにあつては当該限月取引の直前に取引最終日を迎える限月取引の清算数値)とする。

b (略)

(2) 個別証券オプション取引

前日の当該銘柄の清算価格(クリアリング機構が清算値段として定める価格をいう。以下同じ。)とし、前日に当該銘柄の清算価格がない場合及び当日がオプション対象証券の売買に係る権利落の期日である場合は、当日の指定市場におけるオプション対象証券の基準値段等から本所が算出した理論価格とする。

(新設)

(3) 指数オプション取引

前取引日の当該銘柄の清算価格とし、前取引日に当該銘柄の清算価格がない場合は、前取引日の最終の対象指数等から本所が算出した理論価格とする。

6 (略)

(呼値に関する事項)

第17条 規程第26条第12項の規定により、市場デリバティブ取引の呼値に関し、本所が定める事項は、次の各号に定める事項とする。

(1)・(2) (略)

(3) 成行呼値の禁止

a 取引参加者は、配当指数先物取引について成行呼値を行ってはならない。

b 本所は、取引の状況等を勘案して必要があると認めるときは、全部又は一部の銘柄（先物取引にあつては、限月取引）について成行呼値を禁止することができる。

(4)・(5) (略)

2 (略)

(マーケットメイカー制度)

第18条 本所は、規程第26条第12項の規定により、本所の市場における市場デリバティブ取引の円滑な成立及び流動性の向上を目的として、市場デリバティブ取引に係るマーケットメイカー制度を設ける。

2 (略)

3 前項の規定により指定された取引参加者は、本所が定めるところにより、次の各号に掲げる役割のいずれかを担うものとする。

(1) 本所が別に指定する銘柄（先物取引にあつては、限月取引）における売呼値及び買呼値を恒常的に行うこと。

(2) 本所が別に指定する市場デリバティブ取引において、円滑な取引成立の観点から、値段等の取引条件を勘案して既に行われている呼値に該当する呼値を行うこと。

4～6 (略)

(インプライド機能)

第18条の2 規程第28条に規定する本所が定めるストラテジー取引の種類は、本所がその都度定める種類とする。

(取引の一時中断)

第20条 規程第33条第1項本文に規定する本所が定

第17条 規程第26条第11項の規定により、市場デリバティブ取引の呼値に関し、本所が定める事項は、次の各号に定める事項とする。

(1)・(2) (略)

(3) 成行呼値の禁止

本所は、取引の状況等を勘案して必要があると認めるときは、全部又は一部の銘柄（指数先物取引にあつては、限月取引）について成行呼値を禁止することができる。

(4)・(5) (略)

2 (略)

(マーケットメイカー制度)

第18条 本所は、規程第26条第10項の規定により、本所の市場における市場デリバティブ取引の円滑な成立及び流動性の向上を目的として、市場デリバティブ取引に係るマーケットメイカー制度を設ける。

2 (略)

3 前項の規定により指定された取引参加者は、本所が別に指定する銘柄（指数先物取引にあつては、限月取引）における売呼値及び買呼値を恒常的に行う役割を担うものとする。

4～6 (略)

(新設)

(取引の一時中断)

(新設)

める一定の時間は、1分間とする。

2 規程第33条第1項に規定する本所が定める値幅は、国債証券先物取引にあつては、第5項第1号に定める値幅とし、指数先物取引にあつては、第16条第2項第2号に定める制限値幅に100分の10を乗じて得た値幅とする。ただし、取引状況等を勘案して本所が必要と認める場合には、本所がその都度定める値幅とする。

3 規程第33条第1項本文に規定する本所が適当と認める時間は、10分間以上とする。

4 規程第33条第1項ただし書に規定する本所が定める場合は、次の各号に定める場合とする。

(1) 国債証券先物取引（Mini取引を除く。次号において同じ。）について、規程第33条第2項第1号の規定により、一の取引日において、制限値幅の下限を1回拡大した後、同条第1項本文に規定する場合（同項第1号に該当した場合に限る。）に該当した場合

(2) 国債証券先物取引について、規程第33条第2項第2号に定めるところにより、一の取引日において、制限値幅の上限を1回拡大した後、同第33条第1項本文に規定する場合（同項第2号に該当した場合に限る。）に該当した場合

(3) 前2号の規定は、指数先物取引（日経平均V I及び配当指数を対象とする指数先物取引を除く。）について、準用する。この場合において、「1回」とあるのは「2回」と読み替えるものとする。

(4) 午後立会若しくは日中立会又は夜間立会におけるレギュラー・セッションの終了時の20分前の時から当該終了時までの間に規程第33条第1項本文に規定する場合に該当した場合

(5) 過誤のある呼値が入力されたことにより規程第33条第1項本文に規定する場合に該当した場合

(削る)

5 規程第33条第5項及び第6項に規定する本所が

(新設)

第20条 規程第33条第1項本文に規定する本所が適当と認める時間は、同項第1号及び第3号に該当した場合には15分間以上とし、同項第2号及び第4号に該当した場合には10分間以上とする。

2 規程第33条第1項ただし書に規定する本所が定める場合は、午後2時45分から日中立会終了時まで又は翌日の午前2時30分から夜間立会終了時までの間に同項各号のいずれかに該当した場合、及び過誤のある呼値が入力されたことにより同項各号のいずれかに該当した場合とする。

3 規程第33条第1項第2号及び第4号に規定する本所が定める時間は、5分間とする。

4 規程第33条第4項に規定する本所が定める値幅

定める値幅は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、取引状況等を勘案して本所が必要と認める場合には、本所がその都度定める値幅とする。

(1) 国債証券先物取引

a Large取引

(a) 中期国債標準物及び長期国債標準物

10銭とする。

(b) 超長期国債標準物

30銭とする。

b Mini取引

10銭とする。

(2) 指数先物取引

a 日経平均、東証株価指数、RNP指数、TOPIX

Core30、東証銀行業株価指数及び東証REIT指数

規程第33条第5項に規定する基準値段（以下この号及び第5号において単に「基準値段」という。）に1000分の8を乗じて得た数値とする。

b NYダウ及びCNX Nifty

基準値段に100分の1を乗じて得た数値とする。

c 日経平均V I

0.5ポイントとする。

d 日経平均・配当指数

10円とする。

e TOPIX配当指数及びTOPIX Core30配当指数

1ポイントとする。

(3) 有価証券オプション取引

その日のオプション対象証券の呼値の制限値幅の基準値段に応じて、次に定めるところによる。

<u>呼値の制限値幅の基準値段</u>			<u>値幅</u>
<u>500円未満の場合</u>			<u>10円</u>
<u>500円以上</u>	<u>1,000円</u>	<u>〃</u>	<u>20円</u>
<u>1,000円 〃</u>	<u>3,000円</u>	<u>〃</u>	<u>50円</u>
<u>3,000円 〃</u>	<u>5,000円</u>	<u>〃</u>	<u>100円</u>
<u>5,000円 〃</u>	<u>1万円</u>	<u>〃</u>	<u>200円</u>
<u>1万円 〃</u>	<u>3万円</u>	<u>〃</u>	<u>500円</u>

は、取引状況等を勘案して本所が適当と認める値幅とする。

3万円	〃	5万円	〃	1,000円
5万円	〃	10万円	〃	2,000円
10万円	〃	30万円	〃	5,000円
30万円	〃	50万円	〃	1万円
50万円以上の場合				2万円

(4) 国債証券先物オプション取引

10銭とする。

(5) 指数オプション取引

基準値段に、規程第26条第8項第5号に定める呼値の単位を値段に応じて順に10回加えて得られた数値を上限とし、基準値段から、同号に定める呼値の単位を値段に応じて順に10回減じて得られた数値を下限とする。

6 規程第33条第5項及び第6項に規定する本所が
適当と認める時間は、次の各号に掲げる市場デリバ
ティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところ
による。ただし、取引状況等を勘案して本所が必要
と認める場合には、本所がその都度定める時間とす
る。

(新設)

(1) 国債証券先物取引、指数先物取引、有価証券オ
プション取引及び国債証券先物オプション取引

30秒とする。

(2) 指数オプション取引

15秒とする。

(提携外国取引所)

第20条の2 規程第33条の2第1項に規定する本所
が定める者とは、LIFFE ADMINISTRATION AND
MANAGEMENTをいう。

(新設)

(提携外国市場デリバティブ取引)

第20条の3 規程第33条の2第4項に規定する本所
が定める取引とは、提携外国取引所において行われ
る規程第4条の2第2号に定める長期国債標準物
に係る外国市場デリバティブ取引及び東証株価指
数を対象とする外国市場デリバティブ取引をいう。

(新設)

(取引の明細の確認)

第20条の4 規程第33条の4第1項に規定する本所
が定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

(新設)

(1) 明細に記載される外国建玉の限月取引の区分が、次条に規定する市場デリバティブ取引の限月取引の区分と一致すること。

(2) 各外国建玉について、限月取引の区分、売付け又は買付けの別、数量、当該外国建玉を保有する外国清算参加者の名称等及び当該外国清算参加者とメンバーリンク契約を締結している取引参加者の名称等が記載されていること。

(3) 限月取引の区分ごとに、外国建玉に係る数量のうち売約定に係る数量の合計と外国建玉に係る数量のうち買約定に係る数量の合計が一致すること。

(4) その他本所が必要と認める事項

(移管取引により成立する市場デリバティブ取引の内容)

第20条の5 規程第33条の4第2項に規定する本所が定める市場デリバティブ取引は、限月取引の区分、売付け又は買付けの別及び数量を、当該外国清算参加者が保有する外国建玉と同一とする長期国債標準物に係るLarge取引又は東証株価指数を対象とする指数先物取引（Large取引に限る。）とする。

(新設)

(移管取引により成立する市場デリバティブ取引の値段)

第20条の6 規程第33条の4第3項に規定する本所が定める約定値段は、提携外国取引所が指定する値段とする。

(新設)

(移管取引の自己又は委託の別の申告時限)

第20条の7 規程第33条の6第1項に規定する本所が定める時限は、移管取引が成立した取引日の終了する日の午後4時までとする。ただし、本所が必要と認める場合には、当該時限を変更することができる。

(新設)

(権利行使に伴う国債証券先物取引の成立時刻)

第21条の2 規程第34条の2に規定する本所が定める時刻は、取引日の終了時とする。

(新設)

(経過利子の計算において差し引く税額相当額)

第21条の3 規程第34条の8第2項に規定する税額相当額として本所が定める額は、額面総額に当該国債証券の利率を乗じて算出した額に100分の20.315を乗じて算出した額（円位未満を切り捨てる。）の合計額とする。

(新設)

(Mini取引における最終清算数値)

第21条の4 規程第34条の10に規定する本所が定める値段は、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(新設)

(1) Mini取引の限月取引の取引最終日の翌取引日の午前立会及び午後立会において、当該限月取引と取引最終日の属する月を同一とするLarge取引の限月取引に約定値段（ストラテジー取引による約定値段を除く。以下この条において同じ。）がある場合

当該Large取引の限月取引の最初の約定値段

(2) Mini取引の限月取引と取引最終日の属する月を同一とするLarge取引の限月取引について、当該取引最終日の翌取引日の午前立会及び午後立会において約定値段がない場合で、かつ、当該取引日の夜間立会において約定値段がある場合

当該取引日の夜間立会における当該Large取引の限月取引の直近の約定値段

(3) 前2号に掲げる場合以外の場合

Mini取引の限月取引の取引最終日の終了する日における当該限月取引と取引最終日の属する月を同一とするLarge取引の限月取引の清算値段

(特別清算数値算出に係る値段)

第22条 規程第36条第1項第1号及び第2号並びに第40条第2項に規定する約定値段に関し、これらのかつこ書に規定する本所が定める値段は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の取引対象指数又は対象指数の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 日経平均、東証株価指数、TOPIX Core30、東証REIT指数及び東証銀行業株価指数

(特別清算数値算出に係る値段)

第22条 規程第36条第1項第1号及び第2号並びに第40条第2項に規定する約定値段に関し、これらのかつこ書に規定する本所が定める値段は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の取引対象指数又は対象指数の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 日経平均、日経300及び業種別指数

a～c (略)

(2) RNP指数

a～c (略)

- 2 規程第36条第1項第5号に規定する本所が定める時間は10分間(日経平均に係る指数オプション取引における第二限月取引(最初に取引最終日が到来する限月取引の次に取引最終日が到来する限月取引をいう。))について、規程第32条各号の規定により取引の停止が行われた時間及び同規程第33条の規定により取引の一時中断が行われた時間を除く。)とする。

(取引参加者端末装置に関する報告事項等)

第25条の2 規程第51条第3項の報告は、取引参加者端末装置に関する次の各号に掲げる事項について、本所が必要と認めるときに行うものとする。

(1) 注文件数に関する事項

(2) 注文可能件数に関する事項

(3) 前号に規定する件数の変更予定

(4) 前3号に掲げるもののほか、本所が市場の運営上必要と認める事項

- 2 取引参加者は、本所が売買システムの安定的な稼働のために必要と認めて、規程第51条第3項に基づき行った報告について説明を求める場合には、これに協力するものとする。

(過誤のある注文に係る公表事項)

第26条 規程第52条に規定する本所が定める事項は、過誤のある注文に関する次の各号に定める事項とする。

(1) 銘柄(先物取引にあつては、限月取引)

(2)・(3) (略)

(4) 取引成立等の状況

a 取消しの時刻(すべての数量について取引が成立した場合はその時刻)

b (略)

c 取引成立の数量

(有価証券オプションの上場廃止日)

第27条 規程53条に規定する上場廃止日等は、次の

a～c (略)

(2) MSCI JAPAN及びRNP指数

a～c (略)

- 2 規程第36条第1項第4号に規定する本所が定める時間は10分間(日経平均に係る指数オプション取引における第二限月取引(最初に取引最終日が到来する限月取引の次に取引最終日が到来する限月取引をいう。))について、規程第32条各号の規定により取引の停止が行われた時間及び同規程第33条の規定により取引の一時中断が行われた時間を除く。)とする。

(新設)

(過誤のある注文に係る公表事項)

第26条 規程第52条に規定するる本所が定める事項は、過誤のある注文に関する次の各号に定める事項とする。

(1) 銘柄(指数先物取引にあつては、限月取引)

(2)・(3) (略)

(4) 売買成立等の状況

a 取消しの時刻(すべての数量について売買が成立した場合はその時刻)

b (略)

c 売買成立の数量

(個別証券オプションの上場廃止日)

第27条 規程53条に規定する上場廃止日等は、次の

各号に定めるところによる。

(1) 規程第53条第1項第1号の規定により有価証券オプションの上場を廃止する場合

a 有価証券オプションの上場廃止日

いずれの有価証券オプション上場取引所においても当該オプション対象証券が上場廃止となる日

b 規程第53条第2項に規定する本所が定める限月取引及びその数

(a) オプション対象証券が合併、株式交換又は株式移転により上場廃止（規程第53条第1項第1号に掲げる場合に該当するときの当該オプション対象証券の上場廃止に限る。）となる場合（オプション対象証券が指定取引所の定めるところにより整理銘柄に指定される又はこれに相当する措置が行われる場合を除く。）には、本所がその都度定める日以降において、原則として、吸収合併若しくは新設合併がその効力を生ずる日、株式交換がその効力を生ずる日又は株式移転がその効力を生ずる日以降の日を取引最終日とする限月取引が二つ以上となる新たな限月取引に係る取引についてはこれを行わないものとし、取引最終日がオプション対象証券の上場廃止日の前日以降の日となる限月取引の取引最終日は、当該オプション対象証券の上場廃止日の前々日（休業日を除外する。次の(b)における日数計算において同じ。）とする。

(b) 前(a)に規定する場合以外である場合には、当該有価証券オプションの上場廃止を決定した日の翌日以降の日を取引開始日とする新たな限月取引に係る取引についてはこれを行わないものとし、取引最終日がオプション対象証券の上場廃止日の前日以降の日となる限月取引の取引最終日は、当該オプション対象証券の上場廃止日の前々日とする。ただし、当該上場廃止日の前々日を当該取引最終日とすることが適当でないと本所が認める場合には、本所がその都度

各号に定めるところによる。

(1) 規程第53条第1項第1号の規定により個別証券オプションの上場を廃止する場合

a 個別証券オプションの上場廃止日

いずれの個別証券オプション上場取引所においても当該オプション対象証券が上場廃止となる日

b 規程第53条第2項に規定する本所が定める限月取引及びその数

(a) オプション対象証券が合併、株式交換又は株式移転により上場廃止（規程第51条第1項第1号に掲げる場合に該当するときの当該オプション対象証券の上場廃止に限る。）となる場合（オプション対象証券が指定取引所の定めるところにより整理銘柄に指定される又はこれに相当する措置が行われる場合を除く。）には、本所がその都度定める日以降において、原則として、吸収合併若しくは新設合併がその効力を生ずる日、株式交換がその効力を生ずる日又は株式移転がその効力を生ずる日以降の日を取引最終日とする限月取引が二つ以上となる新たな限月取引に係る取引についてはこれを行わないものとし、取引最終日がオプション対象証券の上場廃止日の前日以降の日となる限月取引の取引最終日は、当該オプション対象証券の上場廃止日の前々日（休業日を除外する。次の(b)における日数計算において同じ。）とする。

(b) 前(a)に規定する場合以外である場合には、当該個別証券オプションの上場廃止を決定した日の翌日以降の日を取引開始日とする新たな限月取引に係る取引についてはこれを行わないものとし、取引最終日がオプション対象証券の上場廃止日の前日以降の日となる限月取引の取引最終日は、当該オプション対象証券の上場廃止日の前々日とする。ただし、当該上場廃止日の前々日を当該取引最終日とすることが適当でないと本所が認める場合には、本所がその都度

定める日を取引最終日とするものとする。

(2) 規程第53条第1項第2号の規定により有価証券オプションの上場を廃止する場合

a 有価証券オプションの上場廃止日

規程第53条第1項第2号に規定する基準日の翌々月の第二金曜日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）とする。

b 規程第53条第2項に規定する本所が定める限月取引及びその数

本所が有価証券オプションの上場廃止を決定した日の翌日以降の日を取引開始日とする新たな限月取引に係る取引についてはこれを行わないものとし、取引最終日が当該有価証券オプションの上場廃止日以降の日となる限月取引の取引最終日は、当該上場廃止日の前日とする。

(建玉の内容に関する報告の取扱い)

第27条の2 規程第53条の2第1項に規定する本所が定める取引日は、当該限月取引に係る取引最終日の属する月の前月末日までの毎週金曜日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）に終了する取引日及び当該取引最終日の属する月の1日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）に終了する取引日から当該取引最終日までの毎取引日とする。

2 規程第53条の2第1項に規定する本所が銘柄ごとに定める報告数量は、次の各号に定める数量とする。

(1) 中期国債標準物については、取引単位の500倍の数量

(2) 長期国債標準物については、取引単位の1,000倍の数量

(3) 超長期国債標準物については、取引単位の500倍の数量

3 規程第53条の2第2項に規定する本所が定める取引日は、当該国債証券先物オプション取引の権利行使対象先物限月取引に係る取引最終日の属する月の前月末日までの毎週金曜日に終了する取引日とする。

定める日を取引最終日とするものとする。

(2) 規程第53条第1項第2号の規定により個別証券オプションの上場を廃止する場合

a 個別証券オプションの上場廃止日

規程第53条第1項第2号に規定する基準日の翌々月の第二金曜日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）とする。

b 規程第53条第2項に規定する本所が定める限月取引及びその数

本所が個別証券オプションの上場廃止を決定した日の翌日以降の日を取引開始日とする新たな限月取引に係る取引についてはこれを行わないものとし、取引最終日が当該個別証券オプションの上場廃止日以降の日となる限月取引の取引最終日は、当該上場廃止日の前日とする。

(新設)

4 規程第53条の2第2項に規定する本所が権利行使により成立する国債証券先物取引の対象銘柄ごとに定める報告数量は、取引単位の1,000倍の数量とする。

5 規程第53条の2に規定する報告は、所定の様式により、第1項及び第2項に規定する取引日が終了する日の翌日の正午までに行うものとする。

付 則

- 1 この改正規定は、平成26年3月24日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成26年3月24日に施行することが適当でないと本所が認める場合には、当該日以後の本所が定める日から施行する。

(別表1) ストラテジー取引の種類等

ストラテジー取引の種類	ストラテジー取引により成立する市場デリバティブ取引	ストラテジー売取引により成立する市場デリバティブ取引	(削る)	ストラテジー値段の算出方法
カレンダーースプレッド(国債証券先物取引)	期近限月取引の買付け及び期先限月取引の売付けがそれぞれ1単位成立する取引	期近限月取引の売付け及び期先限月取引の買付けがそれぞれ1単位成立する取引		期近限月取引の値段から期先限月取引の値段を減じる
カレンダーースプレッド(指数先物取引)	期近限月取引の売付け及び期先限月取引の買付けがそれぞれ1単位成立	期近限月取引の買付け及び期先限月取引の売付けがそれぞれ1単位成立	(削る)	期先限月取引の値段から期近限月取引の値段を減じる

(別表1) ストラテジー取引の種類等

ストラテジー取引の種類	ストラテジー取引により成立する指数オプション取引	ストラテジー売取引により成立する指数オプション取引	インブレイド機能	ストラテジー値段の算出方法
(新設)				
カレンダーースプレッド	期近限月取引の売付け及び期先限月取引の買付けがそれぞれ1単位成立	期近限月取引の買付け及び期先限月取引の売付けがそれぞれ1単位成立	○	期先限月取引の値段から期近限月取引の値段を減じる

引)	する取引	する取引				
(削る)		<u>コー</u> <u>ル・ス</u> <u>プレ</u> <u>ット</u>	<u>1 単位 の</u> <u>コールの</u> <u>買付け及</u> <u>び同一限</u> <u>月取引の</u> <u>より高い</u> <u>権利行使</u> <u>価格の 1</u> <u>単位のコ</u> <u>ールの売</u> <u>付け</u>	<u>1 単位 の</u> <u>コールの</u> <u>売付け及</u> <u>び同一限</u> <u>月取引の</u> <u>より高い</u> <u>権利行使</u> <u>価格の 1</u> <u>単位のコ</u> <u>ールの買</u> <u>付け</u>	○	<u>コールの</u> <u>値段から</u> <u>より高い</u> <u>権利行使</u> <u>価格のコ</u> <u>ールの値</u> <u>段を減じ</u> <u>る</u>
(削る)		<u>プッ</u> <u>ト・ス</u> <u>プレ</u> <u>ット</u>	<u>1 単位 の</u> <u>プットの</u> <u>買付け及</u> <u>び同一限</u> <u>月取引の</u> <u>より低い</u> <u>権利行使</u> <u>価格の 1</u> <u>単位のプ</u> <u>ットの売</u> <u>付け</u>	<u>1 単位 の</u> <u>プットの</u> <u>売付け及</u> <u>び同一限</u> <u>月取引の</u> <u>より低い</u> <u>権利行使</u> <u>価格の 1</u> <u>単位のプ</u> <u>ットの買</u> <u>付け</u>	○	<u>プットの</u> <u>値段から</u> <u>より低い</u> <u>権利行使</u> <u>価格のプ</u> <u>ットの値</u> <u>段を減じ</u> <u>る</u>
(削る)		<u>コー</u> <u>ル・カ</u> <u>レン</u> <u>ダ</u> <u>ー・ス</u> <u>プレ</u> <u>ット</u>	<u>期近限月</u> <u>取引の 1</u> <u>単位のコ</u> <u>ールの売</u> <u>付け及び</u> <u>期先限月</u> <u>取引の同</u> <u>一権利行</u> <u>使価格の</u> <u>1 単位 の</u> <u>コールの</u> <u>買付け</u>	<u>期近限月</u> <u>取引の 1</u> <u>単位のコ</u> <u>ールの買</u> <u>付け及び</u> <u>期先限月</u> <u>取引の同</u> <u>一権利行</u> <u>使価格の</u> <u>1 単位 の</u> <u>コールの</u> <u>売付け</u>	○	<u>期先限月</u> <u>取引のコ</u> <u>ールの値</u> <u>段から期</u> <u>近限月取</u> <u>引のコ</u> <u>ールの値</u> <u>段を減じ</u> <u>る</u>
(削る)		<u>プッ</u> <u>ト・カ</u> <u>レン</u> <u>ダ</u> <u>ー・ス</u> <u>プレ</u> <u>ット</u>	<u>期近限月</u> <u>取引の 1</u> <u>単位のプ</u> <u>ットの売</u> <u>付け及び</u> <u>期先限月</u> <u>取引の同</u> <u>一権利行</u> <u>使価格の</u> <u>1 単位 の</u> <u>プットの</u> <u>買付け</u>	<u>期近限月</u> <u>取引の 1</u> <u>単位のプ</u> <u>ットの買</u> <u>付け及び</u> <u>期先限月</u> <u>取引の同</u> <u>一権利行</u> <u>使価格の</u> <u>1 単位 の</u> <u>プットの</u> <u>売付け</u>	○	<u>期先限月</u> <u>取引のプ</u> <u>ットの値</u> <u>段から期</u> <u>近限月取</u> <u>引のプッ</u> <u>トの値</u> <u>段を減じ</u> <u>る</u>
(削る)		<u>コー</u> <u>ル・ダ</u> <u>イア</u> <u>ゴナ</u> <u>ル・カ</u> <u>レン</u>	<u>期近限月</u> <u>取引の 1</u> <u>単位のコ</u> <u>ールの売</u> <u>付け及び</u> <u>期先限月</u>	<u>期近限月</u> <u>取引の 1</u> <u>単位のコ</u> <u>ールの買</u> <u>付け及び</u> <u>期先限月</u>	○	<u>期先限月</u> <u>取引のコ</u> <u>ールの値</u> <u>段から期</u> <u>近限月取</u> <u>引のコ</u>

	<u>ダー・ス プ レ ッド</u>	<u>取引の異なる権利行使価格の1単位のコールの買付け</u>	<u>取引の異なる権利行使価格の1単位のコールの売付け</u>		<u>ルの値段を減じる</u>
(削る)	<u>プ ット・ ダー・ ス プ レ ッド</u>	<u>期近限月取引の1単位のプットの売付け及び期先限月取引の異なる権利行使価格の1単位のプットの買付け</u>	<u>期近限月取引の1単位のプットの買付け及び期先限月取引の異なる権利行使価格の1単位のプットの売付け</u>	○	<u>期先限月取引のプットの値段から期近限月取引のプットの値段を減じる</u>
(削る)	<u>スト ラン グル</u>	<u>1単位のプットの買付け及び同一限月取引のより高い権利行使価格の1単位のコールの買付け</u>	<u>1単位のプットの売付け及び同一限月取引のより高い権利行使価格の1単位のコールの売付け</u>	○	<u>コールの値段にプットの値段を加える</u>
(削る)	<u>スト ラ ド ル</u>	<u>1単位のプットの買付け及び同一限月取引の同一権利行使価格の1単位のコールの買付け</u>	<u>1単位のプットの売付け及び同一限月取引の同一権利行使価格の1単位のコールの売付け</u>	○	<u>コールの値段にプットの値段を加える</u>
(削る)	<u>コ ール・ バ タ フ ライ</u>	<u>1単位のコールの買付け及び同一限月取引のより高い権利行使価格の2単位のコールの売付け及び同一限月取引のさらに高い</u>	<u>1単位のコールの売付け及び同一限月取引のより高い権利行使価格の2単位のコールの買付け及び同一限月取引のさらに高い</u>	○	<u>コールの値段からより高い権利行使価格のコールの値段に2を乗じた数値を減じ、さらに高い権利行使価格のコールの値段</u>

		権利行使 価格の1 単位のコ ールを買 付け	権利行使 価格の1 単位のコ ールの売 付け		を加える
(削る)	プット・バ タフライ	1単位の プットの 買付け及 び同一限 月取引の より高い 権利行使 価格の2 単位のプ ットの売 付け及び 同一限月 取引のさ らに高い 権利行使 価格の1 単位のプ ットの買 付け	1単位の プットの 売付け及 び同一限 月取引の より高い 権利行使 価格の2 単位のプ ットの買 付け及び 同一限月 取引のさ らに高い 権利行使 価格の1 単位のプ ットの売 付け	○	プットの 値段から より高い 権利行使 価格のプ ットの値 段に2を 乗じた数 値を減 じ、さら に高い権 利行使価 格のプッ トの値段 を加える
(削る)	(注1) インプライド機能欄に○があるのは、規程 第28条に規定する本所が定める種類のストラ テジー取引であることを示す。				
(削る)	(注2) プットとは、個別証券プットオプション又 は指数プットオプションをいう。				
(削る)	(注3) コールとは、個別証券コールオプション又 は指数コールオプションをいう。				
(注1)・(注2) (略)	(注4)・(注5) (略)				
(削る)	(注6) カレンダーズプレッドは、指数先物取引に 限り、カレンダーズプレッド以外のストラテジ ー取引はオプション取引に限る。				
(別表2) 理論価格算出に関する表	(別表2) 理論価格算出に関する表				
理論価格 = $S e^{(r-\delta)t}$	理論価格 = $S e^{(r-\delta)t}$				
(注1) (略)	(注1) (略)				
(注2) 予想配当利回りは、取引対象指数に関連する 予想配当利回り又は予想分配利回りの中から本 所が指定する。	(注2) 配当利回りは、日経平均、日経300、業種別 指数及びRNP指数の場合は予想配当利回りを、MSCI JAPANの場合は過去の配当実績に基づく配当利回り を用いるものとする。				
(削る)	(注3) 日経300、MSCI JAPAN及びRNP指数を対象と する指数先物取引の理論価格を算出する場合で、小				

(削る)

(注3) (略)

(削る)

数点第2位以下の端数が生じたときは、これを四捨五入する。

(注4) 日経平均株価及び業種別指数を対象とする指数先物取引の理論価格を算出する場合で、円位未満の端数が生じたときは、これを四捨五入する。

(注5) (略)

(別表)
板の様式

成行売呼値 記載欄	値段	値段
(売呼値記載欄)		
前日終値記載欄	値段	値段
(買呼値記載欄)		
成行買呼値 記載欄		

- (注) 1 日別に作成し担当者名及び担当時間（横長にあっては右端，縦長にあっては最上段）を記載すること。
- 2 用紙の規格
262mm×390mm（横長又は縦長）
- 3 同一用紙に記載できる銘柄の数は、16銘柄以内とすること。
- 4 同一用紙に2銘柄以上を同時に記載する場合は、銘柄ごとにそれぞれ所定の様式に区分して記載すること。
- 5 値段欄は、適宜必要に応じて設けること。
- 6 売呼値は左側から右側へ安い値段から高い値段の順序で、買呼値は左側から右側へ高い値段から安い値段の順序で記入すること。
- 7 当日取引の呼値については、普通取引の呼値と区分し記載すること。

市場デリバティブ取引又はその受託に関する規制措置の一部改正新・旧対照表

新	旧
(市場デリバティブ取引又はその受託に関する規制措置) 第1条 業務規程第47条の規定に基づき、本所が市場デリバティブ取引又はその受託に関し行うことができる規制措置は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 先物・オプション取引（<u>清算・決済規程第31条第1項</u>に規定する先物・オプション取引をいう。以下同じ。）に係る証拠金又は取引証拠金について、次に掲げる事項 a～c (略) (2)～(9) (略) 付 則 1 この改正規定は、平成26年3月24日から施行する。 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成26年3月24日に施行することが適当でないと本所が認める場合には、当該日以後の本所が定める日から施行する。	(市場デリバティブ取引又はその受託に関する規制措置) 第1条 業務規程第47条の規定に基づき、本所が市場デリバティブ取引又はその受託に関し行うことができる規制措置は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 先物・オプション取引（<u>清算・決済規程第4条第1項</u>に規定する先物・オプション取引をいう。以下同じ。）に係る証拠金又は取引証拠金について、次に掲げる事項 a～c (略) (2)～(9) (略)

取引参加者規程施行規則の一部改正新・旧対照表

新	旧
(報告事項) 第5条 取引参加者規程第16条第1項に規定する本所が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に本所が必要と認める書類を添付して報告するものとする。 (1)～(9)の2 (略) (10) 次のaからdまでに掲げる区分に従い、当該aからdまでに定める事由に該当したとき。 a (略) b 国際統一基準行，農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫 次の(a)から(c)までのいずれかに該当したとき（外国銀行にあっては、これに準ずる場合に該当したとき）。 (a) 単体又は連結普通株式等Tier 1比率（農林中央金庫にあっては、単体又は連結普通出資等Tier 1比率）が<u>2.25</u>パーセントを下回ったとき。 (b) 単体又は連結Tier 1比率が<u>3</u>パーセントを下回ったとき。 (c) 単体又は連結総自己資本比率が<u>4</u>パーセントを下回ったとき。 c 国際統一基準行，農林中央金庫，株式会社商工組合中央金庫，外国銀行及び保険会社以外の登録金融機関 海外事業拠点を有する場合は国際統一基準に係る単体又は連結自己資本比率が<u>4</u>パーセントを，海外事業拠点を有しない場合は国内基準に係る単体又は連結自己資本比率が<u>2</u>パーセントを下回ったとき。 d 保険会社 単体又は連結ソルベンシー・マージン比率が<u>100</u>パーセントを下回ったとき。 (10)の2～(26) (略) 2 (略)	(報告事項) 第5条 取引参加者規程第16条第1項に規定する本所が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に本所が必要と認める書類を添付して報告するものとする。 (1)～(9)の2 (略) (10) 次のaからdまでに掲げる区分に従い、当該aからdまでに定める事由に該当したとき。 a (略) b 国際統一基準行，農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫 次の(a)から(c)までのいずれかに該当したとき（外国銀行にあっては、これに準ずる場合に該当したとき）。 (a) 単体又は連結普通株式等Tier 1比率（農林中央金庫にあっては、単体又は連結普通出資等Tier 1比率）が<u>4.5</u>パーセントを下回ったとき。 (b) 単体又は連結Tier 1比率が<u>6</u>パーセントを下回ったとき。 (c) 単体又は連結総自己資本比率が<u>8</u>パーセントを下回ったとき。 c 国際統一基準行，農林中央金庫，株式会社商工組合中央金庫，外国銀行及び保険会社以外の登録金融機関 海外事業拠点を有する場合は国際統一基準に係る単体又は連結自己資本比率が<u>8</u>パーセントを，海外事業拠点を有しない場合は国内基準に係る単体又は連結自己資本比率が<u>4</u>パーセントを下回ったとき。 d 保険会社 単体又は連結ソルベンシー・マージン比率が<u>200</u>パーセントを下回ったとき。 (10)の2～(26) (略) 2 (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成26年3月24日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成26年3月24日に施行することが適当でないと本所が認める場合には、当該日以後の本所が定める日から施行する。

取引参加者契約書（内国法人用）の一部改正新・旧対照表

新	旧
<u>株式会社大阪取引所</u> 代表取締役社長 殿 所在地 商号又は名称 代表者名 印 (削る) _____（以下「会社」という。）は、<u>株式会社大阪取引所</u>（以下「貴所」という。）の（取引参加者の種類名）として、次の事項を承諾します。 1～5 (略) 付 則 1 この改正規定は、平成26年3月24日から施行する。 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成26年3月24日に施行することが適当でないと本所が認める場合には、当該日以後の本所が定める日から施行する。	<u>株式会社大阪証券取引所</u> 代表取締役社長 殿 所在地 商号又は名称 代表者名 印 <u>(署名)</u> _____（以下「会社」という。）は、<u>株式会社大阪証券取引所</u>（以下「貴所」という。）の（取引参加者の種類名）として、次の事項を承諾します。 1～5 (略)

取引参加者契約書（取引所取引許可業者以外の外国法人用）の一部改正新・旧対照表

新	旧
<u>株式会社大阪取引所</u> 代表取締役社長 殿 所在地 商号又は名称 代表者名 印 (署名) ____（以下「会社」という。）は、<u>株式会社大阪取引所</u>（以下「貴所」という。）の（取引参加者の種類名）として、次の事項を承諾します。 1～6 （略） 付 則 1 この改正規定は、平成26年3月24日から施行する。 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成26年3月24日に施行することが適当でないと本所が認める場合には、当該日以後の本所が定める日から施行する。	<u>株式会社大阪証券取引所</u> 代表取締役社長 殿 所在地 商号又は名称 代表者名 印 (署名) ____（以下「会社」という。）は、<u>株式会社大阪証券取引所</u>（以下「貴所」という。）の（取引参加者の種類名）として、次の事項を承諾します。 1～6 （略）

取引参加者契約書（リモート取引参加者用）の一部改正新・旧対照表

新	旧
<u>株式会社大阪取引所</u> 代表取締役社長 殿 所在地 商号又は名称 代表者名 印 (署名) _____(以下「会社」という。)は、<u>株式会社大阪取引所</u>（以下「貴所」という。）の（取引参加者の種類名）として、次の事項を承諾します。 1～7 (略) 付 則 1 この改正規定は、平成26年3月24日から施行する。 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成26年3月24日に施行することが適当でないと本所が認める場合には、当該日以後の本所が定める日から施行する。	<u>株式会社大阪証券取引所</u> 代表取締役社長 殿 所在地 商号又は名称 代表者名 印 (署名) _____(以下「会社」という。)は、<u>株式会社大阪証券取引所</u>（以下「貴所」という。）の（取引参加者の種類名）として、次の事項を承諾します。 1～7 (略)

取引参加者料金等に関する規則の一部改正新・旧対照表

新	旧
(取引参加者料金) 第2条 取引参加者規程第9条第1項に規定する取引参加者料金は、基本料、取引手数料、デリバティブ売買システム接続料、ギブアップ負担金、<u>取消料及び移管取引料</u>とする。 2 基本料の額(月額)は、次の各号に掲げる取引参加者の区分に従い、当該各号に定める額とする。なお、取引参加者の取引資格の取得日又は喪失日の属する月の基本料は、日割をもって計算する。 (1) 先物取引等取引参加者 <u>60万円とする。ただし、各先物取引等取引参加者が、次のa又はbに掲げる場合には、当該a又はbに定める額を控除した額とする。</u> a <u>前月の本所の市場における取引において国債証券先物取引又は国債証券先物オプション取引に係る注文(訂正及び取消注文を含む。以下同じ。)を行わなかった場合</u> <u>20万円</u> b <u>前月の本所の市場における取引において指数先物取引、有価証券オプション取引又は指数オプション取引に係る注文を行わなかった場合</u> <u>20万円</u> (2) <u>国債先物等取引参加者</u> <u>20万円</u> (3) (略) 3 取引手数料の額は、各取引参加者の本所の市場における次の各号に掲げる取引について、当該各号に定める取引数量等(以下「取引手数料の算出の基準」という。)に取引手数料率を乗じて算出した額の総額とし、第1号から<u>第6号</u>までに掲げる取引に係る取引手数料率は、当該取引の対象ごとに、別表1に定めるとおりとする。 (1) <u>国債証券先物取引(第4号に掲げる取引における権利行使及び権利行使の割当てにより成立するものを含み、移管取引(業務規程第33条の4第2項に規定する移管取引をいう。以下</u>	(取引参加者料金) 第2条 取引参加者規程第9条第1項に規定する取引参加者料金は、基本料、取引手数料、デリバティブ売買システム接続料、ギブアップ負担金<u>及び取消料</u>とする。 2 基本料の額(月額)は、次の各号に掲げる取引参加者の区分に従い、当該各号に定める額とする。なお、取引参加者の取引資格の取得日又は喪失日の属する月の基本料は、日割をもって計算する。 (1) 先物取引等取引参加者 <u>24万円</u> (新設) (2) (略) 3 取引手数料の額は、各取引参加者の本所の市場における次の各号に掲げる取引について、当該各号に定める取引数量等(以下「取引手数料の算出の基準」という。)に取引手数料率を乗じて算出した額の総額とし、第1号から<u>第4号</u>までに掲げる取引に係る取引手数料率は、当該取引の対象ごとに、別表1に定めるとおりとする。 (新設)

同じ。)により成立するものを除く。)

取引数量及び受渡決済数量

(2) 指数先物取引 (移管取引により成立するものを除く。) 取引数量

(3) 有価証券オプション取引 取引数量

(4) 国債証券先物オプション取引 取引数量

(5) 指数オプション取引

取引代金又は取引数量

(6) (略)

4 (略)

5 ギブアップ負担金は、清算執行取引参加者 (業務規程第42条第2項に規定する清算執行取引参加者をいう。) が納入するものとし、当該額は、同項の規定により成立したギブアップに係る売付け又は買付けの数量に、次の各号に掲げる取引の区分に応じて、当該各号に定める金額を乗じた額とする。

(1) 国債証券先物取引

次の a 及び b に掲げる国債証券先物取引の区分に従い、当該 a 及び b に定める金額とする。

a Large取引 5 円

b Mini取引 1 円

(2) 指数先物取引

次の a から c までに掲げる取引対象指数の区分に従い、当該 a から c までに定める金額とする。

a 日経平均及び東証株価指数

(a) Large取引 5 円

(b) Mini取引 1 円

b RNP指数、東証銀行業株価指数、NYダウ、CNX Nifty及び日経平均V I 5 円

c TOPIX Core30、東証REIT指数、日経平均・配当指数、TOPIX配当指数及びTOPIX Core30配当指数 1 円

(3) 有価証券オプション取引 5 円

(4) 国債証券先物オプション取引 5 円

(5) 指数オプション取引 5 円

6 取消料は、過誤のある注文により市場デリバティブ取引が成立した場合において、業務規程第25

(1) 指数先物取引 取引数量

(2) 個別証券オプション取引 (新設) 取引代金

(3) 指数オプション取引 取引代金

(4) (略)

4 (略)

5 ギブアップ負担金は、清算執行取引参加者 (業務規程第42条第2項に規定する清算執行取引参加者をいう。) が納入するものとし、当該額は、同項の規定により成立したギブアップに係る売付け又は買付けの数量に 5 円を乗じた額とする。

6 取消料は、過誤のある注文により市場デリバティブ取引が成立した場合において、業務規程第25

条第1項（J－NET市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例第10条第1項において準用する場合を含む。）又は取引所外国為替証拠金取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例（以下「取引所FX取引特例」という。）第15条第1項の規定に基づき、市場デリバティブ取引の取消しが行われたときに、当該過誤のある注文を発注した取引参加者が納入するものとし、その額は、取り消された取引（過誤のある注文により成立した取引に限る。）に係る取引手数料の算出の基準に、次の各号に掲げる取引の区分に応じて、当該各号に定める率又は金額を乗じて算出した額とする。ただし、当該額が10万円を下回る場合は、10万円とする。

(1) 国債証券先物取引

次のa及びbに掲げる国債証券先物取引の区分に従い、当該a及びbに定める金額とする。

a	Large取引	95円
b	Mini取引	20円

(2) 指数先物取引

次のaからgまでに掲げる取引対象指数の区分に従い、当該aからgまでに定める金額とする。

a	日経平均	
	(a) Large取引	110円
	(b) Mini取引	11円
b	東証株価指数	
	(a) Large取引	55円
	(b) Mini取引	7円
c	RNP指数	9円
d	東証銀行業株価指数	55円
e	TOPIX Core30及び東証REIT指数	7円
f	NYダウ, CNX Nifty, 日経平均・配当指数, TOPIX配当指数及びTOPIX Core30配当指数	40円
g	日経平均V I	80円

(3) 有価証券オプション取引 10円

(4) 国債証券先物オプション取引 40円

(5) 指数オプション取引

条第1項（J－NET市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例第10条第1項において準用する場合を含む。）又は取引所外国為替証拠金取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例（以下「取引所FX取引特例」という。）第15条第1項の規定に基づき、市場デリバティブ取引の取消しが行われたときに、当該過誤のある注文を発注した取引参加者が納入するものとし、その額は、取り消された取引（過誤のある注文により成立した取引に限る。）に係る取引手数料の算出の基準に、次の各号に掲げる取引の区分に応じて、当該各号に定める率又は金額を乗じて算出した額とする。ただし、当該額が10万円を下回る場合は、10万円とする。

（新設）

(1) 指数先物取引 万分の0.072

(2) 個別証券オプション取引 万分の1.0
（新設）

(3) 指数オプション取引 万分の5.0

次のa及びbに掲げる取引対象オプションの区分に従い、当該a及びbに定める率又は金額とする。

a 日経平均オプション 万分の5.0

b 東証株価指数オプション 40円

(6) (略)

7 移管取引料の額は、移管取引により成立した各取引参加者の本所の市場における国債証券先物取引及び指数先物取引の売付け及び買付けに係る取引単位の数量に応じて定める額とし、当該額は、次の各号に定める額の合計額とする。

(1) 国債証券先物取引

取引単位の数量に5円を乗じた額

(2) 指数先物取引

取引単位の数量に5円を乗じた額

8 第1項に規定する取引参加者料金の本所への納入の日は、毎月20日（休業日（業務規程第19条第1項に規定する休業日をいい、同条第2項に規定する臨時休業日を含む。）に当たるときは、順次繰り下げる。）とし、基本料については当月分を、取引手数料、ギブアップ負担金、取消料及び移管取引料については前月分を納入するものとする。

9 (略)

(マーケットメイカー等に対する取引手数料の割引等)

第3条 前条第3項の規定にかかわらず、本所は、マーケットメイカーとして指定（業務規程施行規則第18条第2項の規定によるマーケットメイカーの指定をいう。）を受けた取引参加者に対して、本所が別に定めるところにより取引手数料の割引若しくは割戻し又は取引参加者規程第9条第2項の規定に基づき本所が別に定める額の報奨金の支払いを行うものとする。

(取引手数料率等の変更等)

第4条 前2条の規定にかかわらず、本所は、市場の活性化のために必要があると認める場合は、本所が別に定めるところにより、一定の期間におい

(4) (略)

(新設)

7 第1項に規定する取引参加者料金の本所への納入の日は、毎月20日（休業日（業務規程第19条第1項に規定する休業日をいい、同条第2項に規定する臨時休業日を含む。）に当たるときは、順次繰り下げる。）とし、基本料については当月分を、取引手数料、ギブアップ負担金及び取消料については前月分を納入するものとする。

8 (略)

(マーケットメイカー等に対する取引手数料の割引等)

第3条 第2条第2項の規定にかかわらず、本所は、マーケットメイカーとして指定（業務規程施行規則第18条第2項の規定によるマーケットメイカーの指定をいう。）を受けた取引参加者に対して、本所が別に定めるところにより取引手数料の割引若しくは割戻し又は取引参加者規程第9条第2項の規定に基づき本所が別に定める額の報奨金の支払いを行うものとする。

(取引手数料率等の変更等)

第4条 前2条の規定にかかわらず、本所は、市場の活性化のために必要があると認める場合は、本所が別に定めるところにより、一定の期間におい

て、第2条第3項に掲げる取引手数料率の変更若しくは割戻しを行い、又は取引参加者規程第9条第2項の規定により報奨金を支払うことができる。この場合において、あらかじめその旨を取引参加者に通知する。

(取引参加者参加金の額)

第5条 取引参加者規程第32条第4項に規定する取引参加者参加金の額は、次の各号に掲げる取引資格の取得の区分に従い、当該各号に定める金額(取引所取引許可業者が取引資格を取得する場合にあっては、当該各号に定める金額に10分の1を乗じて得た金額。次項において同じ。)とする。

(1) 先物取引等取引資格を取得する場合(ＦＸ取引資格を同時に取得する場合を含む。)

5,000万円

(2) 国債先物等取引資格を取得する場合(ＦＸ取引資格を同時に取得する場合を含む。)

3,000万円

(3) ＦＸ取引資格を取得する場合(前2号に掲げる場合を除く。)

300万円

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、取得する取引資格に係る取引参加者参加金の額は、当該各号に定める金額とする。

(1) 国債先物等取引参加者が国債先物等取引資格を喪失すると同時に先物取引等取引資格を取得する場合

2,000万円

(2) ＦＸ取引参加者が先物取引等取引資格を取得する場合

4,700万円

(3) ＦＸ取引参加者が国債先物等取引資格を取得する場合

2,700万円

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、取得する取引資格に係る取引参加者参加金を必要としない。

(1) 先物取引等取引参加者が先物取引等取引資格を喪失すると同時に国債先物等取引資格を取得する場合

(2) 先物取引等取引参加者又は国債先物等取引

て、第2条に掲げる取引手数料率の変更若しくは割戻しを行い、又は取引参加者規程第9条第2項の規定により報奨金を支払うことができる。この場合において、あらかじめその旨を取引参加者に通知する。

(取引参加者参加金の額)

第5条 取引参加者規程第32条第4項に規定する取引参加者参加金の額は、次の各号に掲げる取引資格の取得の区分に従い、当該各号に定める金額(取引所取引許可業者が取引資格を取得する場合にあっては、当該各号に定める金額に10分の1を乗じて得た金額)とする。

(1) 先物取引等取引資格を取得する場合(ＦＸ取引資格を同時に取得する場合を含む。)

3,000万円

(新設)

(2) ＦＸ取引資格を取得する場合(前号に掲げる場合を除く。)

300万円

(新設)

2 前項第2号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、ＦＸ取引資格に係る取引参加者参加金を必要としない。

(新設)

(1) 先物取引等取引参加者がＦＸ取引資格を取

参加者がF X取引資格を取得する場合

(3) (略)

4 (略)

(取引参加者保証金の額)

第6条 取引参加者規程第11条の2第1項に規定する取引参加者保証金の額は、取引参加者の有する取引資格ごとに次の各号に掲げる額を合計した額とする。

(1) (略)

(2) 本所の直前の事業年度における当該取引参加者の取引参加者料金のうち当該取引資格の種類に係る取引についての取引手数料、ギブアップ負担金及び移管取引料の平均月額(新たに取引資格を取得した場合における当該取得日の属する事業年度においては、当該取引資格を有する各取引参加者の当該取引資格の種類に係る取引についての取引手数料、ギブアップ負担金及び移管取引料の平均月額)の2か月分の合計額

2・3 (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成26年3月24日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成26年3月24日に施行することが適当でないと本所が認める場合には、当該日以後の本所が定める日から施行する。
- 3 この改正規定施行の日(以下「施行日」という。)の属する月(以下「開始月」という。)分の基本料は、施行日前日までは改正前の基本料を、施行日以降は改正後の基本料を、それぞれ日割り計算した額とする。
- 4 改正後の別表2第2号に掲げる取引に係る開始月から起算して5か月間の各月に適用する取引手数料率について、同号中の月次平均取引数量は、東京証券取引所の開設する取引所金融商品市

得する場合

(2) (略)

3 (略)

(取引参加者保証金の額)

第6条 取引参加者規程第11条の2第1項に規定する取引参加者保証金の額は、取引参加者の有する取引資格ごとに次の各号に掲げる額を合計した額とする。

(1) (略)

(2) 本所の直前の事業年度における当該取引参加者の取引参加者料金のうち当該取引資格の種類に係る取引についての取引手数料及びギブアップ負担金の平均月額(新たに取引資格を取得した場合における当該取得日の属する事業年度においては、当該取引資格を有する各取引参加者の当該取引資格の種類に係る取引についての取引手数料及びギブアップ負担金の平均月額)の2か月分の合計額

2・3 (略)

場における開始月を含む過去5か月間の各取引参加者による同号に掲げる取引に相当する取引を本所の市場における当該取引参加者による取引とみなして算出する。

- 5 第6条第1項の規定にかかわらず、資格取得申請者が、取引参加者規程平成26年3月24日改正付則第5項の規定の適用を受けて、本所の取引資格を取得する場合の取引参加者保証金の額は、次の各号に掲げる額を合計した額とする。

(1) 改正後の第2条第2項（なお書きの規定を除く。）により計算された基本料の月額及び別表3により計算されたデリバティブ売買システム接続料の月額の1か月分の合計額。この場合において、第2条第2項中「本所の市場」とあるのは、「東京証券取引所の市場」と、別表3第2項中「当月の月末時点の数」とあるのは、「取引資格の取得日において利用する予定の数」と読み替える。

(2) 平成25年2月1日から平成26年1月31日までの間を対象として、改正前の東京証券取引所の取引参加料金等に関する規則に定めるところにより算出した、当該資格取得申請者の取引料（有価証券の売買に係るものを除く。）、ギブアップ手数料及び移管取引料の平均月額の2か月分の合計額

- 6 前項の規定にかかわらず、東京証券取引所の国債先物等取引参加者である資格取得申請者が、取引参加者規程平成26年3月24日改正付則第5項の規定の適用を受けて本所の国債先物等取引資格を取得する場合であって、当該資格取得申請者が同改正付則第8項の規定の適用を受けているときの取引参加者保証金の額は、取引資格取得日の前日の東京証券取引所における取引参加者保証金の額とする。

- 7 第6条第1項の規定にかかわらず、平成26年度分の各取引参加者の取引参加者保証金の所要額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) 同項により計算した取引参加者保証金の額。
この場合において、基本料についての第2条第2項の規定の適用については、同項中「本所の

市場」とあるのは「本所の市場及び東京証券取引所の市場」とする。

(2) 平成25年4月1日から平成26年3月20日までの間を対象として、改正前の東京証券取引所の取引参加料金等に関する規則に定めるところにより算出した、当該取引参加者の取引料（有価証券の売買に係るものを除く。）、ギブアップ手数料及び移管取引料の平均月額の2か月分の合計額

8 第2項から前項までの規定のほか、施行日における取扱いその他必要な事項については、本所が別に定めるところによる。

別表1

取引手数料の算出の基準及び取引手数料率等

取引手数料の算出の基準及び取引手数料率等は、次のとおりとする。

取引の区分	取引対象の区分	算出の基準	取引手数料率等
国債証券先物取引（Large取引に限る。）	国債証券の標準物	取引数量及び受渡決済数量	国債証券先物取引（国債証券先物オプション取引の権利行使及び権利行使の割当てにより成立するものを除く。）の売付け又は買付けごとに 1取引単位につき 95円 国債証券先物オプション取引の権利行使及び権利行使の割当てにより成立する国債証券先物取引の売付け又は買付けごとに 1取引単位につき 82円 国債証券先物取引の受渡決済数量につき 1取引単位につき 10円
国債証券先物取引	国債証券の標準物	取引数量	売付け又は買付け

別表1

取引手数料の算出の基準及び取引手数料率等

取引手数料の算出の基準及び取引手数料率等は、次のとおりとする。

取引の区分	取引対象の区分	算出の基準	取引手数料率等
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

(Mini取引に限る。)	の価格		ごとに 1取引単位につき 20円
指数先物取引 (Mini取引を除く。)	(略)	(略)	(略)
	東証株価指数	取引数量	総取引数量に、別表2に定める取引手数料率を乗じて得た額
	RNP指数	取引数量	売付け又は買付けごとに 1取引単位につき 29円
	TOPIX Core30及び東証REIT指数	取引数量	売付け又は買付けごとに 1取引単位につき 7円
	東証銀行業株価指数	取引数量	売付け又は買付けごとに 1取引単位につき 55円
	NYダウ及びCNX Nifty	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
	日経平均・配当指数、TOPIX配当指数及びTOPIX Core30配当指数	取引数量	総取引数量に、別表2に定める取引手数料率を乗じて得た額
指数先物取引 (Mini取引に限る。)	(略)	(略)	(略)
	東証株価指数	取引数量	売付け又は買付けごとに 1取引単位につき 7円
有価証券オプション取引	有価証券オプション	取引数量	売付け又は買付けごとに 1取引単位につき 10円
国債証券先物オプション取引	国債証券先物オプション	取引数量	売付け又は買付けごとに 1取引単位につき 40円
指数オプション取引	(略)	(略)	(略)
	東証株価指数オプション	取引数量	売付け又は買付けごとに 1取引単位につき 40円
	(削る)	(削る)	(削る)
(略)	(略)	(略)	(略)

(注1) (略)

(注2) 受渡決済数量は、各限月取引の取引最終日

指数先物取引 (Mini取引を除く。)	(略)	(略)	(略)
	日経300	取引数量	売付け又は買付けごとに1取引単位につき 22円
	RNP指数、業種別指数及びMSCI JAPAN	取引数量	売付け又は買付けごとに 1取引単位につき 29円
	(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)	(新設)
	NYダウ	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
	(新設)	(新設)	(新設)
指数先物取引 (Mini取引に限る。)	(略)	(略)	(略)
	(新設)	(新設)	(新設)
個別証券オプション取引	個別証券オプション	取引代金	取引代金の合計額の 万分の1.0
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
指数オプション取引	(略)	(略)	(略)
	日経300オプション	取引代金	取引代金の合計額の 万分の5.0
	業種別指数オプション	取引代金	取引代金の合計額の 万分の5.0
(略)	(略)	(略)	(略)

(注1) (略)

(新設)

までの間に買戻しをしなかった売建玉に係る受渡決済数量と転売をしなかった買建玉に係る受渡決済数量の合計の数量をいう。

(注3)～(注5)

(注6) 取引所F X取引における取引数量は、各月の1日(休業日(取引所F X取引特例第6条第1項に規定する休業日をいい、同条第2項に規定する臨時休業日を含む。以下この(注6)において同じ。))に当たるときは、順次繰り下げる。)を開始する取引日から当該月の末日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)を開始する取引日までの取引数量をいう。ただし、本所が必要と認める場合を除き、同第2条第6号に規定するマーケットメイカーについては、マーケットメイカーとしての業務に係る呼値により行った取引及び同第19条の2第1項の規定により成立した取引に係る数量を除くものとする。

別表2

特定市場デリバティブ取引に係る取引手数料率

別表1における日経平均、東証株価指数及び配当指数(日経平均・配当指数、TOPIX配当指数及びTOPIX Core30配当指数をいう。以下同じ。)を対象とする市場デリバティブ取引に係る取引手数料率(小数点以下第3位未満の端数(第4号にあっては、小数点以下第8位未満の端数)があるときは、これを切り捨てる。以下同じ。)は、各取引参加者について、次に掲げる区分に応じて、当該区分に定めるところによる。ただし、先物取引等取引資格を取得した日に属する月から4か月を経過するまでの間の当該取引参加者に係る取引手数料率は、本所がその都度定める。

(1) 日経平均を対象とした指数先物取引

a 顧客の委託に基づくLarge取引

当該取引参加者の顧客の委託に基づくLarge取引に係る月次平均取引数量(4か月前の1日(休業日(業務規程第19条第1項に規定する休業日をいい、同条第2項に規定する臨時休業日を含む。以下同じ。))に

(注2)～(注4)

(注5) 取引所F X取引における取引数量は、各月の1日(休業日(取引所F X取引特例第6条第1項に規定する休業日をいい、同条第2項に規定する臨時休業日を含む。以下この(注5)において同じ。))に当たるときは、順次繰り下げる。)を開始する取引日から当該月の末日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)を開始する取引日までの取引数量をいう。ただし、本所が必要と認める場合を除き、同第2条第6号に規定するマーケットメイカーについては、マーケットメイカーとしての業務に係る呼値により行った取引及び同第19条の2第1項の規定により成立した取引に係る数量を除くものとする。

別表2

特定市場デリバティブ取引に係る取引手数料率

別表1における日経平均を対象とする市場デリバティブ取引に係る取引手数料率(小数点以下第3位未満の端数(第5号にあっては、小数点以下第8位未満の端数)があるときは、これを切り捨てる。以下同じ。)は、各取引参加者について、次に掲げる区分に応じて、当該区分に定めるところによる。ただし、先物取引等取引資格を取得した日に属する月から4か月を経過するまでの間の当該取引参加者に係る取引手数料率は、本所がその都度定める。

(新設)

(1) 顧客の委託に基づくLarge取引

当該取引参加者の顧客の委託に基づくLarge取引に係る月次平均取引数量(4か月前の1日(休業日(業務規程第19条第1項に規定する休業日をいい、同条第2項に規定する臨時休業日を含む。以下同じ。))に当たるときは、順次繰

当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。)に終了する取引日から2か月前の末日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)に終了する取引日までの3か月間の取引数量(ギブアップが成立した場合は、注文執行取引参加者の取引数量とみなす。以下同じ。)の合計を3で除して得た数値(小数点以下第1位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)をいう。以下同じ。)について、次の(a)から(d)までにより算出した金額を当該月次平均取引数量で除して得た数値とする。

- (a) 1万単位以下の取引数量につき110円
- (b) 1万単位を超え5万単位以下の取引数量につき70円
- (c) 5万単位を超え10万単位以下の取引数量につき40円
- (d) 10万単位を超える取引数量につき25円

(削る)

b 自己の計算によるLarge取引

当該取引参加者の自己の計算によるLarge取引に係る月次平均取引数量について、次の(a)から(e)までにより算出した金額を当該月次平均取引数量で除して得た数値とする。

- (a) 1万単位以下の取引数量につき70円
- (b) 1万単位を超え5万単位以下の取引数量につき35円
- (c) 5万単位を超え10万単位以下の取引数量につき20円
- (d) 10万単位を超え15万単位以下の取引数量につき15円
- (e) 15万単位を超える取引数量につき10円

c 顧客の委託に基づくMini取引

当該取引参加者の顧客の委託に基づくMini取引に係る月次平均取引数量について、次の(a)から(d)までにより算出した金額を当該月次平均取引数量で除して得た数値とする。

り下げる。以下同じ。)に終了する取引日から2か月前の末日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)に終了する取引日までの3か月間の取引数量(ギブアップが成立した場合は、注文執行取引参加者の取引数量とみなす。以下同じ。)の合計を3で除して得た数値(小数点以下第1位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)をいう。以下同じ。)について、次のaからeまでにより算出した金額を当該月次平均取引数量で除して得た数値とする。

- a 1万単位未満の取引数量につき110円
- b 1万単位以上5万単位未満の取引数量につき70円
- c 5万単位以上10万単位未満の取引数量につき40円
- d 10万単位以上15万単位未満の取引数量につき25円
- e 15万単位以上の取引数量につき15円

(2) 自己の計算によるLarge取引

当該取引参加者の自己の計算によるLarge取引に係る月次平均取引数量について、次のaからeまでにより算出した金額を当該月次平均取引数量で除して得た数値とする。

- a 1万単位未満の取引数量につき70円
- b 1万単位以上5万単位未満の取引数量につき35円
- c 5万単位以上10万単位未満の取引数量につき20円
- d 10万単位以上15万単位未満の取引数量につき15円
- e 15万単位以上の取引数量につき10円

(3) 顧客の委託に基づくMini取引

当該取引参加者の顧客の委託に基づくMini取引に係る月次平均取引数量について、次のaからdまでにより算出した金額を当該月次平均取引数量で除して得た数値とする。

- (a) 10万単位以下の取引数量につき11円
- (b) 10万単位を超え50万単位以下の取引数量につき8円
- (c) 50万単位を超え100万単位以下の取引数量につき6円
- (d) 100万単位を超える取引数量につき4円

d 自己の計算によるMini取引

当該取引参加者の自己の計算によるMini取引に係る月次平均取引数量について、次の(a)から(d)までにより算出した金額を当該月次平均取引数量で除して得た数値とする。

- (a) 10万単位以下の取引数量につき7円
- (b) 10万単位を超え50万単位以下の取引数量につき6円
- (c) 50万単位を超え100万単位以下の取引数量につき4円
- (d) 100万単位を超える取引数量につき3円

(2) 東証株価指数を対象とした指数先物取引

当該取引参加者のLarge取引に係る月次平均取引数量について、次のaからcまでにより算出した金額を当該月次平均取引数量で除して得た数値とする。

- a 10万単位以下の取引数量につき55円
- b 10万単位を超え30万単位以下の取引数量につき35円
- c 30万単位を超える取引数量につき20円

(3) 配当指数を対象とした指数先物取引

当該取引参加者の配当指数を対象とした指数先物取引に係る取引対象指数ごとの月次平均取引数量について、次のa及びbにより算出した金額を当該月次平均取引数量で除して得た数値とする。

- a 5千単位以下の取引数量につき40円
- b 5千単位を超える取引数量につき20円

(4) 日経平均を対象とした指数オプション取引

当該取引参加者の日経平均を対象とした指数オプション取引に係る月次平均取引代金(4か月前の1日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。))に終了する取引日から

- a 10万単位未満の取引数量につき11円
- b 10万単位以上50万単位未満の取引数量につき8円
- c 50万単位以上100万単位未満の取引数量につき6円
- d 100万単位以上の取引数量につき4円

(4) 自己の計算によるMini取引

当該取引参加者の自己の計算によるMini取引に係る月次平均取引数量について、次のaからdまでにより算出した金額を当該月次平均取引数量で除して得た数値とする。

- a 10万単位未満の取引数量につき7円
- b 10万単位以上50万単位未満の取引数量につき6円
- c 50万単位以上100万単位未満の取引数量につき4円
- d 100万単位以上の取引数量につき3円

(新設)

(新設)

(5) 日経平均を対象とした指数オプション取引

当該取引参加者の日経平均を対象とした指数オプション取引に係る月次平均取引代金(4か月前の1日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。))に終了する取引日から

2か月前の末日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）に終了する取引日までの3か月の取引代金（ギブアップが成立した場合は、注文執行取引参加者の取引代金とみなす。以下同じ。）の合計を3で除して得た数値（小数点以下第1位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）をいう。以下同じ。）について、次のaからdまでにより算出した金額を当該月次平均取引代金で除して得た数値とする。

- a 100億円以下の金額につき万分の5
- b 100億円を超え250億円以下の金額につき万分の3.5
- c 250億円を超え350億円以下の金額につき万分の2.5
- d 350億円を超える金額につき万分の1.5

2か月前の末日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）に終了する取引日までの3か月の取引代金（ギブアップが成立した場合は、注文執行取引参加者の取引代金とみなす。以下同じ。）の合計を3で除して得た数値（小数点以下第1位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）をいう。以下同じ。）について、次のaからdまでにより算出した金額を当該月次平均取引代金で除して得た数値とする。

- a 100億円未満の金額につき万分の5
- b 100億円以上250億円未満の金額につき万分の3.5
- c 250億円以上350億円未満の金額につき万分の2.5
- d 350億円以上の金額につき万分の1.5

取引参加者における注文管理体制に関する規則の一部改正新・旧対照表

新	旧
(顧客の注文内容の確認等) 第3条 取引参加者は、顧客から注文を受託する際に次の事項を確認するものとする。 (1) 銘柄(国債証券先物取引及び指数先物取引にあつては、限月取引)、売付け又は買付けの区別、値段、数量その他の顧客の注文内容 (2) (略) 2 (略) 付 則 1 この改正規定は、平成26年3月24日から施行する。 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成26年3月24日に施行することが適当でないと本所が認める場合には、当該日以後の本所が定める日から施行する。	(顧客の注文内容の確認等) 第3条 取引参加者は、顧客から注文を受託する際に次の事項を確認するものとする。 (1) 銘柄(指数先物取引にあつては、限月取引)、売付け又は買付けの区別、値段、数量その他の顧客の注文内容 (2) (略) 2 (略)

取引資格取得の審査に関する規則の一部改正新・旧対照表

新	旧
(取引資格取得申請者の審査) 第2条 取引資格取得申請者（以下「申請者」という。）の取引資格の資格審査は、申請者に関する次の各号に掲げる事項その他公益又は投資者保護の観点から本所が必要と認める事項について行うものとする。 (1) 形式基準 取引資格の取得の日までに、次のaからcまでに掲げる区分に従い、それぞれaからcまでに定める基準に適合すると見込まれること。 a 金融商品取引業者 (a)・(b) (略) (c) 純財産額が<u>5億円以上であり、かつ、資本金の額を上回っている</u>こと。 (d)・(e) (略) b 登録金融機関 (a) (略) (b) 純資産額が<u>5億円以上であり、かつ、資本金の額又は出資の総額（相互会社にあつては、基金（基金償却積立金を含む。）の総額）を上回っている</u>こと。 (c)～(e) (略) c 取引所取引許可業者 (a) (略) (b) 純財産額が<u>5億円以上であり、かつ、資本金の額を上回っている</u>こと。 (c) (略) (2)～(4) (略) 付 則 1 この改正規定は、平成26年3月24日から施行する。 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成26年3月24日に施行する	(取引資格取得申請者の審査) 第2条 取引資格取得申請者（以下「申請者」という。）の取引資格の資格審査は、申請者に関する次の各号に掲げる事項その他公益又は投資者保護の観点から本所が必要と認める事項について行うものとする。 (1) 形式基準 取引資格の取得の日までに、次のaからcまでに掲げる区分に従い、それぞれaからcまでに定める基準に適合すると見込まれること。 a 金融商品取引業者 (a)・(b) (略) (c) 純財産額が<u>資本金の額以上である</u>こと。 (d)・(e) (略) b 登録金融機関 (a) (略) (b) 純資産額が<u>資本金の額又は出資の総額（相互会社にあつては、基金（基金償却積立金を含む。）の総額）以上である</u>こと。 (c)～(e) (略) c 取引所取引許可業者 (a) (略) (b) 純財産額が<u>資本金の額以上である</u>こと。 (c) (略) (2)～(4) (略)

ことが適当でないと本所が認める場合には, 当該日以後の本所が定める日から施行する。	
---	--

取引の信義則に関する規則の一部改正新・旧対照表

新	旧
(定 義) 第2条 (略) 2～5 (略) 6 <u>有価証券</u>オプション等とは、<u>有価証券</u>オプション(上場有価証券の売買に係る法第2条第21項第3号に掲げる取引(外国の金融商品市場等において行われる類似の取引を含む。)及び店頭オプション取引の対象となる<u>有価証券</u>オプション並びに当該<u>有価証券</u>オプションに類似するものをいう。以下この条及び次条において同じ。)、あらかじめ定められた方法に従い上場有価証券の価格に応じて算出される額の金銭を授受することとなる取引を成立させることができる権利又は配当、利子、分配金若しくは償還金等の額があらかじめ定められた方法に従い、上場有価証券の価格に応じて算出される証券若しくは証書に係る権利をいう。 7 (略) (取引参加者の行為) 第3条 取引参加者規程第51条に規定する本所が定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。 (1)・(2) (略) (3) <u>公開買付けに関する行為</u> (4)・(5) (略) (二つの市場にまたがる取引等に関する行為) 第4条 前条第1号に規定する二つの市場にまたがる取引等に関する行為とは、取引参加者が、自己又は当該取引参加者の子会社・親会社若しくは金融商品取引業を営む関係会社の計算による取引(実質的に投資判断が当該取引参加者に委ねられているものに限る。以下同じ。)等に関して行う次に掲げる行為をいうものとする。 (1)～(5) (略) (6) <u>有価証券</u>オプション等を有する者が、権利行使若しくは証拠金の算定等を自己に有利に行うた	(定 義) 第2条 (略) 2～5 (略) 6 <u>個別証券</u>オプション等とは、<u>個別証券</u>オプション(上場有価証券の売買に係る法第2条第21項第3号に掲げる取引(外国の金融商品市場等において行われる類似の取引を含む。)及び店頭オプション取引の対象となる<u>個別証券</u>オプション並びに当該<u>個別証券</u>オプションに類似するものをいう。以下この条及び次条において同じ。)、あらかじめ定められた方法に従い上場有価証券の価格に応じて算出される額の金銭を授受することとなる取引を成立させることができる権利又は配当、利子、分配金若しくは償還金等の額があらかじめ定められた方法に従い、上場有価証券の価格に応じて算出される証券若しくは証書に係る権利をいう。 7 (略) (取引参加者の行為) 第3条 取引参加者規程第51条に規定する本所が定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。 (1)・(2) (略) (新設) (3)・(4) (略) (二つの市場にまたがる取引等に関する行為) 第4条 前条第1号に規定する二つの市場にまたがる取引等に関する行為とは、取引参加者が、自己又は当該取引参加者の子会社・親会社若しくは金融商品取引業を営む関係会社の計算による取引(実質的に投資判断が当該取引参加者に委ねられているものに限る。以下同じ。)等に関して行う次に掲げる行為をいうものとする。 (1)～(5) (略) (6) <u>個別証券</u>オプション等を有する者が、権利行使若しくは証拠金の算定等を自己に有利に行うた

め、又は、有価証券オプション等の売付けに係る未決済約定を有する者が、権利行使を受けること等を防ぐため、当該有価証券オプション等の対象である上場有価証券の売買を行うことにより、意図的に当該上場有価証券の値段を変動させ、又は、当該上場有価証券の値段の上昇又は低下を防ぐ行為

(7) (略)

2 前項に規定する価格連動性を有する二つの商品とは、次の各号に掲げるものとする。

(1) (略)

(2) 指数連動型投資信託受益証券等と上場株券

(3) (略)

(4) 有価証券オプション等と当該有価証券オプションの対象である上場有価証券

(公開買付けに関する行為)

第6条 第3条第3号に規定する公開買付けに関する行為とは、取引参加者が行う次の各号に掲げる行為をいうものとする。

(1) 公開買付けについて公開買付者のために金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。以下「施行令」という。）第8条第4項各号若しくは第14条の3の3第4項各号に掲げる事務を行う者又は公開買付者を代理して公開買付けによる株券等（法第27条の2に規定する株券等をいう。以下同じ。）の買付け等（法第27条の2に規定する買付け等をいう。以下同じ。）を行う者（以下「公開買付者の関係者」という。）となる場合に行う次に掲げる行為

a 公開買付者の関係者となることを決定した後において、当該公開買付けに関し、職務上知り得た特別の情報を他に漏らし又は窃用すること。

b 公開買付者等（法第27条の3に規定する公開買付者等をいう。以下同じ。）に売付け等（法第27条の2に規定する売付け等をいう。）を行うことを目的として、公開買付者の関係者となることを決定した後、当該公開買付けについて公告を行う日前において、自己の計

め、又は、個別証券オプション等の売付けに係る未決済約定を有する者が、権利行使を受けること等を防ぐため、当該個別証券オプション等の対象である上場有価証券の売買を行うことにより、意図的に当該上場有価証券の値段を変動させ、又は、当該上場有価証券の値段の上昇又は低下を防ぐ行為

(7) (略)

2 前項に規定する価格連動性を有する二つの商品とは、次の各号に掲げるものとする。

(1) (略)

(新設)

(2) (略)

(3) 個別証券オプション等と当該個別証券オプションの対象である上場有価証券

(新設)

算により当該公開買付けに係る株券等の発行者の発行する株券等の買付け等（取引一任契約に基づく買付け等を含む。）を行うこと。

(2) その所有する株券等を公開買付けを利用して有利な価格で売り付け、不当な利得を得ることを目的とする者が行う公開買付けであることを知りながら、当該公開買付けについて公開買付者の関係者となること。

(3) 公開買付けについて、株券を買い集め、その銘柄の株券の大量の所有者であることを利用して、その株券の発行会社の関係者に対し、その意に反して、当該株券を有利に売り付けること又はこれに類似する行為を目的とする者の計算による当該銘柄の株券の買付けの受託（有価証券等清算取次ぎの受託を除く。）を行うこと。

(安定操作取引に関する行為)

第7条 第3条第4号に規定する安定操作取引に関する行為とは、取引参加者が行う次の各号に掲げる行為をいうものとする。

(1) 募集（50名以上の者を相手方として行うものに限る。以下同じ。）又は売出し（役員又は従業員に対する新株予約権の発行その他のストック・オプションと認められるものの付与に係る募集又は売出しを除く。）に係る有価証券（時価又は時価に近い一定の価格により株券が発行され若しくは移転される新株予約権を表示する新株予約権証券（以下「時価新株予約権証券」という。）又は当該新株予約権を付与されている新株予約権付社債券（以下「時価新株予約権付社債券」という。）以外の新株予約権証券又は社債券及び時価又は時価に近い一定の価格により発行する優先出資証券（協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。）以外の優先出資証券を除く。）の発行者が発行する上場株券（時価新株予約権証券の募集又は売出しの場合には上場株券又は上場時価新株予約権証券、時価新株予約権付社債券の募集又は売出しの場合には上場株券又は上場時価新株予約権付社債券）、上場優先出資証券若しくは上

(安定操作取引に関する行為)

第6条 第3条第3号に規定する安定操作取引に関する行為とは、安定操作取引が最初に行われた時から安定操作期間の末日までの間において、取引参加者が当該安定操作取引に係る有価証券につき安定操作取引が行われたことを知りながら、その旨を表示しないで行う行為（有価証券の売買に係る法第2条第21項第3号に掲げる取引における権利行使により成立する有価証券の買付けの受託を除く。）であって、当該有価証券の発行者が発行する有価証券の売買に係る法第2条第21項第3号に掲げる取引における当該有価証券の買付けを成立させることができる個別証券オプションを取得する立場の当事者となる取引又は当該有価証券の売付けを成立させることができる個別証券オプションを付与する立場の当事者となる取引の受託（金融商品取引業者からの受託を除く。）をいうものとする。

場投資証券（以下「上場株券等」という。）又は上場投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）について、安定操作取引（施行令第20条第1項に規定する安定操作取引をいう。以下同じ。）をすることができる期間（施行令第22条第2項から第4項までに規定する安定操作期間をいう。以下「安定操作期間」という。）内において執行する条件の買付けに關して行う次に掲げる行為（有価証券の売買に係る法第2条第21項第3号に掲げる取引における権利行使により成立する有価証券の買付けの受託を除く。）

- a 安定操作取引に係る有価証券の発行者であることを知りながら、当該発行者から買付け（安定操作取引に係る有価証券が上場株券等の場合は、上場株券等の買付けに限り、安定操作取引に係る有価証券が上場投資信託受益証券の場合は、当該上場投資信託受益証券の買付けに限る。）の受託（有価証券等清算取次ぎの受託を除く。）をする行為
- b 安定操作取引の委託をすることができる者（施行令第20条第3項各号に掲げる者をいい、次のcに規定する者及び取引参加者である者を除く。）であることを知りながら、その者から買付けの受託（有価証券等清算取次ぎの受託及び安定操作取引（dに規定する場合以外の場合にあっては、取引一任契約に基づく安定操作取引を除く。）の受託を除く。）をする行為
- c 安定操作取引に係る有価証券（本邦以外の地域において行われる募集又は売出しに係るものに限る。次のdにおいて同じ。）の発行者と元引受契約を締結した外国において金融商品取引業に類似する業を行う外国法人であることを知りながら、その者から買付け（その者の計算による買付けに限る。）の受託（安定操作取引（dに規定する場合以外の場合にあっては、取引一任契約に基づく安定操作取引を除く。）の受託及び国内の金融商品取引所が金融商品取引業等に関する内閣府令（平

成19年内閣府令第52号) (以下「内閣府令」という。) 第117条第1項第22号イ及びホに規定する金融商品取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため必要なもの又は個別の銘柄に対する投資判断に基づかないものと認められている買付けとして定める買付けの受託を除く。) をする行為

d 安定操作取引に係る有価証券の発行者により施行令第20条第3項第5号に掲げる者として通知された場合において、自己の計算による買付け(安定操作取引並びに国内の金融商品取引所が内閣府令第117条第1項第22号イ及びホに規定する金融商品取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため必要なもの又は個別の銘柄に対する投資判断に基づかないものと認められている買付けとして定める買付けを除く。)、取引一任契約に基づく買付け(安定操作取引並びに国内の金融商品取引所が内閣府令第117条第1項第22号イ及びホに規定する金融商品取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため必要なもの又は個別の銘柄に対する投資判断に基づかないものと認められている買付けとして定める買付けを除く。)及び買付けの委託(有価証券等清算取次ぎの委託(自己の計算による買付け(安定操作取引を除く。)及び取引一任契約に基づく買付け(安定操作取引を除く。)に係る有価証券等清算取次ぎの委託を除く。)を除く。)をする行為

(2) 安定操作取引が最初に行われた時から安定操作期間の末日までの間において、当該安定操作取引に係る有価証券につき安定操作取引が行われたことを知りながら、その旨を表示しないで行う次に掲げる行為(有価証券の売買に係る法第2条第21項第3号に掲げる取引における権利行使により成立する有価証券の買付けの受託を除く。)

a 当該有価証券の発行者が発行する株券、優先出資証券、時価新株予約権証券、投資証券

又は時価新株予約権付社債券（安定操作取引に係る有価証券が投資信託受益証券である場合にあっては、当該投資信託受益証券）について買付けの受託又は売付け（金融商品取引業者又は取引所取引許可業者からの買付けの受託、金融商品取引業者又は取引所取引許可業者への売付け及び有価証券等清算取次ぎによる売付けを除く。）若しくはその売付けに係る有価証券等清算取次ぎの委託

- b 当該有価証券の発行者が発行する有価証券の売買に係る法第2条第21項第3号に掲げる取引における当該有価証券の買付けを成立させることができる有価証券オプションを取得する立場の当事者となる取引又は当該有価証券の売付けを成立させることができる有価証券オプションを付与する立場の当事者となる取引の受託（金融商品取引業者又は取引所取引許可業者からの受託を除く。）

（注）

- 1 有価証券の売買に係る用語の意義は、株式会社東京証券取引所の業務規程において定めるところによる。
- 2 先物・オプション取引に係る用語の意義は、本所の業務規程において定めるところによる。

付 則

- 1 この改正規定は、平成26年3月24日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成26年3月24日に施行することが適当でないと本所が認める場合には、当該日以後の本所が定める日から施行する。

（注）先物・オプション取引に係る用語の意義は、業務規程において定めるところによる。

J-NET市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新・旧対照表

新	旧
(取引の数量) 第2条 (略) <u>2</u> (略) (J-NET取引の値段) 第3条 J-NET市場特例第3条第3項に規定する本所が定める値段は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。 (1) <u>国債証券先物取引</u> <u>次のa及びbに掲げる国債証券先物取引の区分に従い、当該a及びbに定める値段とする。</u> <u>a Large取引</u> <u>額面100円につき1銭の整数倍の値段</u> <u>b Mini取引</u> <u>5厘の整数倍の値段</u> (2) <u>指数先物取引</u> 次のaから<u>g</u>までに掲げる指数先物取引の対象の区分に従い、当該aから<u>g</u>までに定める値段とする。 a (略) <u>b 東証株価指数</u> <u>(a) Large取引</u> <u>0.1ポイントの整数倍の値段</u> <u>(b) Mini取引</u> <u>0.05ポイントの整数倍の値段</u> <u>c RNP指数、TOPIX Core30、東証銀行業株価指数及び東証REIT指数</u> <u>0.1ポイントの整数倍の値段</u> <u>d NYダウ及びCNX Nifty</u> <u>1ポイントの整数倍の値段</u> <u>e (略)</u> <u>f 日経平均・配当指数</u> <u>0.1円の整数倍の値段</u> <u>g TOPIX配当指数及びTOPIX Core30配当指数</u> <u>0.01ポイントの整数倍の値段</u>	(取引の数量) 第2条 (略) <u>4</u> (略) (J-NET取引の値段) 第3条 J-NET市場特例第3条第3項に規定する本所が定める値段は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。 (新設) (1) <u>指数先物取引</u> 次のaから<u>d</u>までに掲げる指数先物取引の対象の区分に従い、当該aから<u>d</u>までに定める値段とする。 a (略) (新設) <u>b 日経300、MSCI JAPAN及びRNP指数</u> <u>0.1ポイントの整数倍の値段</u> <u>c NYダウ</u> <u>1ポイントの整数倍の値段</u> <u>d (略)</u> (新設) (新設)

(2) 有価証券オプション取引

オプション対象証券1株（オプション対象証券が優先出資証券，投資信託受益証券又は投資証券の場合にあつては1口）につき，10銭（売買単位の数が奇数であるオプション対象証券に係る有価証券オプション取引にあつては1円）の整数倍の値段とする。

(3) 国債証券先物オプション取引

権利行使により成立する国債証券先物取引の対象銘柄の額面100円つき1銭の整数倍の値段

(4) 指数オプション取引

次のa及びbに掲げる指数オプション取引の対象の区分に従い，当該a及びbに定める値段とする。

a (略)

b 東証株価指数オプション

0.1ポイントの整数倍の値段

(削る)

付 則

- 1 この改正規定は，平成26年3月24日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず，この改正規定は，売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により，平成26年3月24日に施行することが適当でないと本所が認める場合には，当該日以後の本所が定める日から施行する。

(2) 個別証券オプション取引

オプション対象証券1株（オプション対象証券が優先出資証券，投資信託受益証券又は投資証券の場合にあつては1口）につき，10銭の整数倍の値段とし，取引代金は，円位未満の端数を切り捨てるものとする。

(新設)

(3) 指数オプション取引

次のa及びbに掲げる指数オプション取引の対象の区分に従い，当該a及びbに定める値段とする。

a (略)

b 日経300オプション

0.1ポイントの整数倍の値段

(取引参加者等への通知及び公表)

第15条 J-NET市場特例第39条ただし書に定める本所の定める金額は，50億円とし，本所の定める日時は，当該取引成立の日の翌日の午後4時とする。

新	旧
(呼値に関する事項) 第8条 取引所F X取引特例第16条<u>第10項</u>の規定により、取引所F X取引の呼値に関し、本所が定める事項は、次の各号に定める事項とする。 (1)～(6) (略) <u>(F X取引参加者端末装置に関する報告事項等)</u> 第12条 取引所F X取引特例第31条第3項の報告は、F X取引参加者端末装置に関する次の各号に掲げる事項について、本所が必要と認めるときに行うものとする。 (1) <u>注文件数に関する事項</u> (2) <u>注文可能件数に関する事項</u> (3) <u>前号に規定する件数の変更予定</u> (4) <u>前3号に掲げるもののほか、本所が市場の運営上必要と認める事項</u> 2 取引参加者は、本所が売買システムの安定的な稼働のために必要と認めて、取引所F X特例第31条第3項に基づき行った報告について説明を求めるときには、これに協力するものとする。 付 則 1 この改正規定は、平成26年3月24日から施行する。 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成26年3月24日に施行することが適当でないと本所が認める場合には、当該日以後の本所が定める日から施行する。	(呼値に関する事項) 第8条 取引所F X取引特例第16条<u>第9項</u>の規定により、取引所F X取引の呼値に関し、本所が定める事項は、次の各号に定める事項とする。 (1)～(6) (略) (新設)

新	旧
(建玉の移管が成立する時等) 第4条 証拠金規則第17条第1項に規定する本所が定める時は、<u>国債証券先物取引、東証株価指数、TOPIX Core30、東証銀行業株価指数、東証REIT指数及び配当指数を対象とする指数先物取引、有価証券オプション取引、国債証券先物オプション取引並びに東証株価指数に係る指数オプション取引</u>にあつては、<u>同第16条各項の規定による申告があつた日の翌日（休業日にあたるときは、順次繰り下げる。）の午前9時とし、日経平均、RNP指数、NYダウ、CNX Nifty及び日経平均V Iを対象とする指数先物取引並びに日経平均に係る指数オプション取引</u>にあつては、<u>同第16条各項の規定による申告があつた日の午後3時とする。</u> 2 証拠金規則第17条第2項に規定する本所が定める<u>約定値段又は約定数値</u>は、建玉の移管を行う取引日の前取引日における各限月取引の<u>清算値段又は清算数値</u>とする。 付 則 1 この改正規定は、平成26年3月24日から施行する。 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成26年3月24日に施行することが適当でないと本所が認める場合には、当該日以後の本所が定める日から施行する。	(建玉の移管が成立する時等) 第4条 証拠金規則第17条第1項に規定する本所が定める時は、同第16条各項の規定による申告があつた日の午後3時とする。 2 証拠金規則第17条第2項に規定する本所が定める約定数値は、建玉の移管を行う取引日の前取引日における各限月取引の清算数値とする。

清算・決済規程施行規則

(目 的)

第1条 この規則は、清算・決済規程（以下「規程」という。）に基づき、本所が定める事項について規定する。

(経過利子の取扱いの区分)

第2条 国債先物等非清算参加者は、規程第4条の6第2項の規定に基づき、当該国債先物等清算参加者の最終清算取次売建玉及び最終清算取次買建玉について、次に掲げる事項を指定国債先物等清算参加者に申告するものとする。

(1) 経過利子を課税扱いとする数量

(2) 経過利子を非課税扱いとする数量については、自己分の数量及び顧客ごとに区分した委託分の数量

(非清算参加者の決済の繰延べの取扱い)

第3条 国債先物等非清算参加者は、規程第4条の11の規定により受渡決済に係る国債証券の引渡しを繰り延べた場合は、受渡決済期日から起算して5日目の日までの日に当該受渡決済に係る国債証券の引渡しを行わなければならない。

2 現物非清算参加者は、クリアリング機構の業務方法書に規定するDVP決済の対象となる取引に係る有価証券の引渡しについて、クリアリング機構が必要と認めて証券決済未了を発生させてはならないと定める日においては、規程第18条に規定する繰延べを行うことができない。

付 則

- 1 この規則は，平成26年3月24日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず，この規則は，売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により，平成26年3月24日に施行することが適当でないと本所が認める場合には，当該日以後の本所が定める日から施行する。

業種別指数に係る各構成銘柄の選定方法及び株価指数の
算出方法に関する規則を廃止する規則

業種別指数に係る各構成銘柄の選定方法及び株価指数の
算出方法に関する規則を廃止する。

付 則

- 1 この規則は，平成26年3月24日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず，この規則は，売買システムの
稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により，
平成26年3月24日に施行することが適当でないと本所が
認める場合には，当該日以後の本所が定める日から施行す
る。

業務規程施行規則等の読点を変更する規則

第1条 次の各号に掲げる規則中の読点を「，」から「、」に変更する。

- (1) 業務規程施行規則
- (2) 市場デリバティブ取引又はその受託に関する規制措置
- (3) 取引参加者規程施行規則
- (4) 取引参加者契約書（内国法人用）
- (5) 取引参加者契約書（取引所取引許可業者以外の外国法人用）
- (6) 取引参加者契約書（リモート取引参加者用）
- (7) 取引参加者料金等に関する規則
- (8) 信託金及び取引参加者保証金の代用有価証券に関する規則
- (9) 取引所外国為替証拠金取引における外国為替証拠金取引取次者に関する規則
- (10) 取引参加者における注文管理体制に関する規則
- (11) 取引資格取得の審査に関する規則
- (12) 取引の信義則に関する規則
- (13) 仲介規程
- (14) 清算・決済規程施行規則
- (15) 約諾書に基づく遅延損害金の率
- (16) J-NET 市場に関する業務規程及び受託契約準則等の特例の施行規則
- (17) 取引所外国為替証拠金取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則
- (18) 取引所外国為替証拠金取引に係るマーケットメイカーに関する規則
- (19) 先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則の取扱い

(20) 取引所外国為替証拠金取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則の取扱い

付 則

- 1 この規則は、平成26年3月24日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この規則は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成26年3月24日に施行することが適当でないと本所が認める場合には、当該日以後の本所が定める日から施行する。